

大規模災害時の鴻ノ池運動公園の活用に関する計画

令和7年10月9日
奈良市 危機管理課

目次

1	はじめに	1
	（1）計画の目的	1
	（2）計画の対象となる区域	1
	（3）本計画の位置付け	2
2	基本方針	3
3	本計画により期待される効果	6
4	計画の前提	7
	（1）想定される災害	7
	（2）対象地選定の要件	9
	（3）収容対象者	14
	（4）運用に必要な人員の確保	14
	（5）必要なインフラ	16
5	各施設の利用要領	17
	（1）全 般	17
	（2）屋内施設	18
	（3）屋外施設	26
6	施設利用に伴う付加設備	38
7	今後の予定	39
8	付図（全体図）	41

1 はじめに

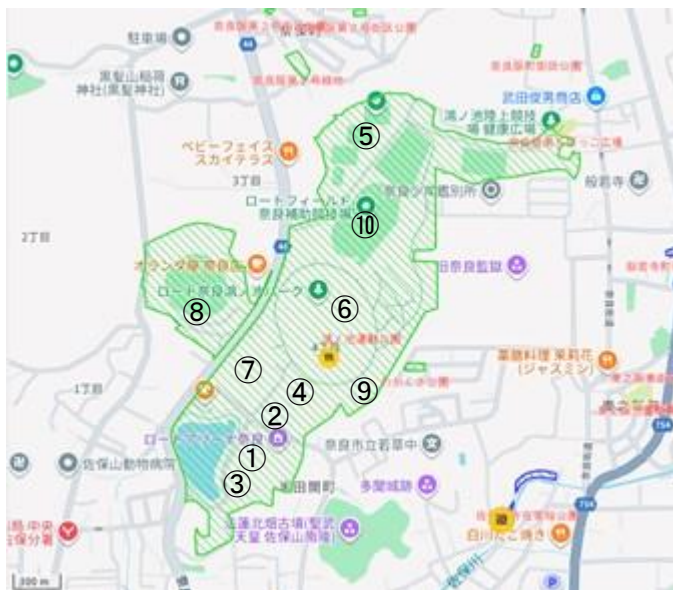
(1) 計画の目的

令和6年能登半島地震において、政府と石川県は、被災地での生活が極めて困難な状況下に置かれている被災者に対し、石川県内・県外への広域避難を推進したが、石川県は、この際、広域避難の前段階として、いわゆる1.5次避難所を金沢市の「いしかわ総合スポーツセンター」に開設した。このいわゆる1.5次避難所においては、特に高齢者や障害者、妊産婦等の要配慮者とその家族を優先して避難が促され、1次避難所の過密解消や、災害関連死の局限等が図られた。

奈良市においても、広域避難の前段階としての避難所を設けることは、被災者の避難生活の環境改善に効果が大きいと考えられる。このため、現行の地域防災計画上、各種の支援拠点とされている鴻ノ池運動公園に、新たに広域避難前避難所（1.5次避難所）としての機能を併せ持たせることとした。

今回作成したこの「大規模災害時の鴻ノ池運動公園の活用に関する計画（以下、「本計画」という。）」は、大規模災害発生時、鴻ノ池運動公園の施設を活用し、被災者、特に要配慮者の避難生活の環境改善を図るとともに、消防・自衛隊等の応援部隊及び他市町村等からの応援者や支援物資等の円滑な受入れと被災地への展開を可能にすることを目的として、施設の使用要領、各担当部署による活動要領について検討し、計画として取りまとめたものである。

(2) 計画の対象となる区域



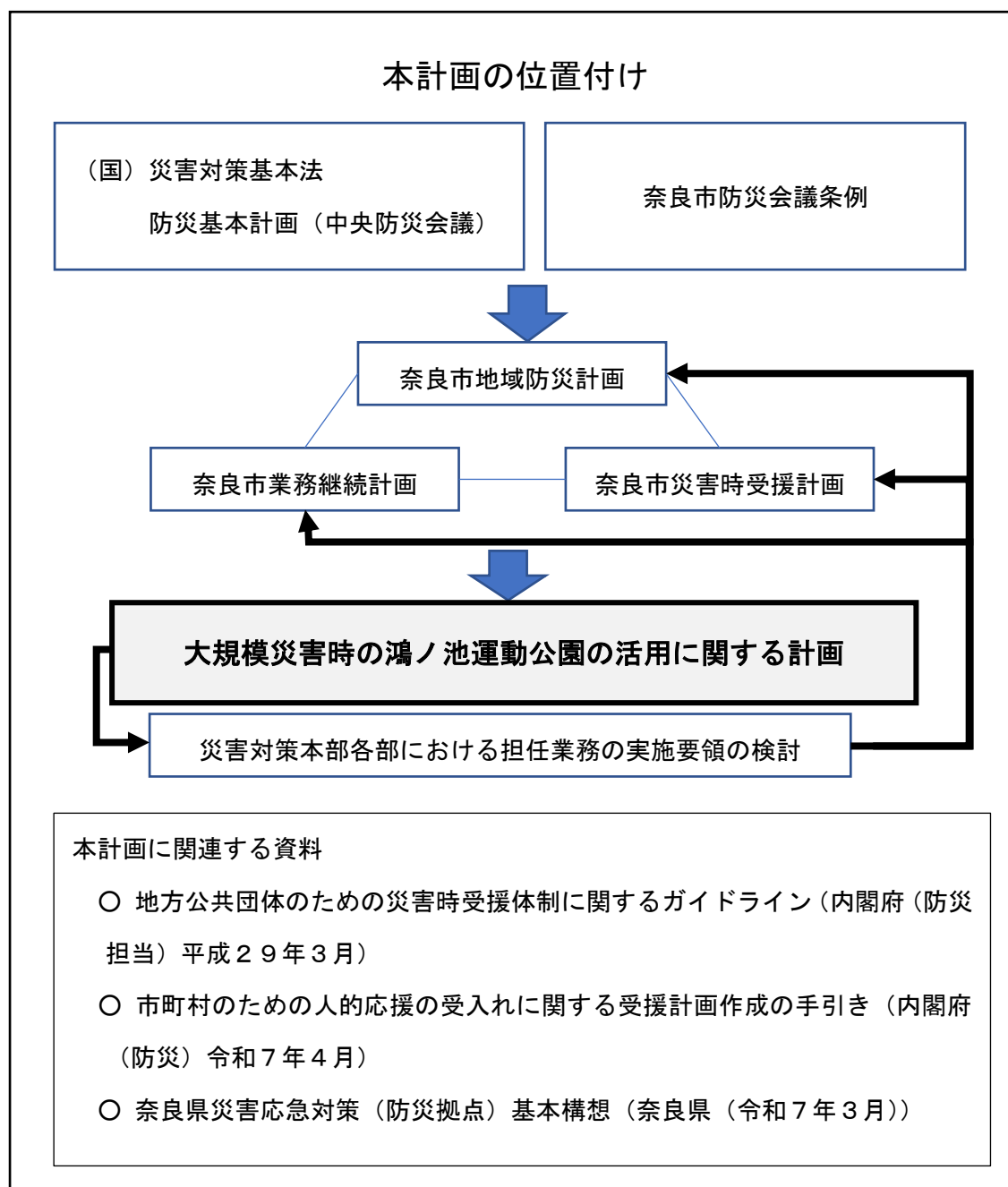
番号	施設名
①	中央体育館
②	中央第二体育館
③	中央武道場
④	中央第二武道場
⑤	鴻ノ池コート
⑥	鴻ノ池陸上競技場
⑦	中央駐車場
⑧	鴻ノ池球場
⑨	鴻ノ池陸上競技場外周
⑩	補助競技場

図1 計画の対象区域（鴻ノ池運動公園 斜線部分）

(3) 本計画の位置付け

本計画は、下図のとおり、「奈良市地域防災計画」、「奈良市業務継続計画」及び「奈良市災害時受援計画」を上位計画とし、関係する資料を踏まえて策定したものである。

本計画を受けて、災害対策本部各部は関係する担任意務の細部について定めるものとし、必要に応じ、上記の上位計画への反映を行う。

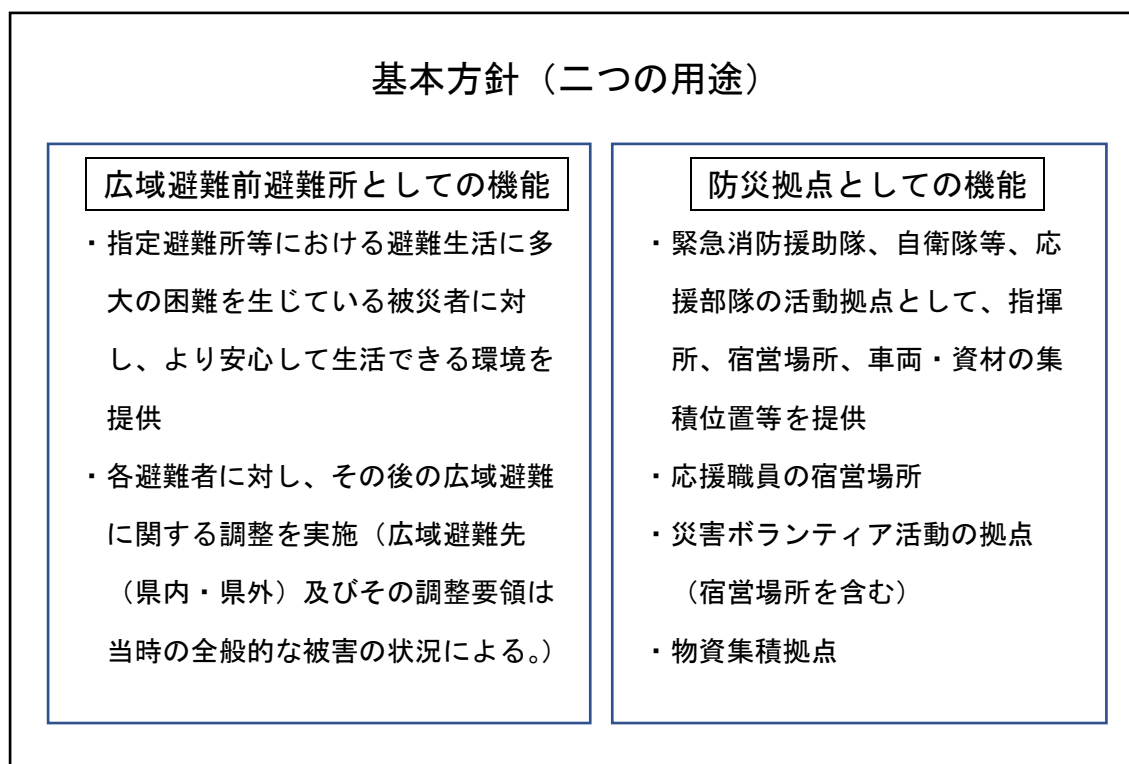


2 基本方針

鴻ノ池運動公園を、大規模災害発生時、広域避難前避難所（1.5 次避難所）としての機能と、防災拠点としての機能の双方を兼ね備えた施設として活用する。

広域避難前避難所については、指定避難所等における避難生活に多大の困難を生じている被災者に対し、より安心して生活できる環境を提供することを目的に、災害対策基本法に規定された広域避難が行われる際の事前参集用の施設として、被災者、特に要配慮者等の避難生活に対する医療、保健、福祉的支援の充実を図るとともに、円滑な広域避難への移行のための関係部署との連携体制の確立を期す。

また、防災拠点については、従来から計画している、応援部隊の集結拠点としての機能について、要員の宿営、車両の動線等を含めて実効性を担保することを目的に、これまで予定していた物資の集積場所を屋内から屋外に変更する等により、実際的な活動要領の確立を図る。さらに、応援職員・災害ボランティア等の宿営・調整場所としての機能を具備させる。



上記機能を発揮するため、以下の体制整備を行う。

① 人的体制の整備

指定避難所が、共助、すなわち自主防災組織を中心とする避難者自らが避難所運営委員会を組織することにより運営されるのに対し、広域避難前避難所は、広域避難に関する調整業務を含め、公助による運営を基本とする。このため、

広域避難前避難所を開設することが決定された場合、指定された避難所配置職員60名が指定管理者と協力して開設を行う。避難所配置職員は昼間・夜間に区分してシフト勤務に当たるものとするが、可及的速やかに他自治体からの応援職員を得て体制を強化するほか、協定締結業者からの支援を得つつ、体制の安定化に伴って市職員を逐次原所属に復帰させる。

なお、全体の運営は公助として行うが、各施設における物資の受領、清掃等、個々の施設運営に係る業務のうち、避難者自ら従事することが可能なものについては、努めて避難者の参画を促し、自律的な避難生活の推進を図る。

② 物的体制の整備

現在の鴻ノ池運動公園が備える施設に付加すべきものとして、被災者及び各種要員の生活に必要なインフラを確保する。このため、停電時の電力確保として発電機を配備するとともに、断水に備えて耐震性貯水槽を設置するほか、備蓄品を保管する倉庫を置く。また、物資を搬入・搬送するために必要な大型テント・機材のほか、屋外宿営に必要な個人用テント等、必要となる資機材を努めて早期に協定締結先等から調達する（下表）。

表1 広域避難前避難所及び物資拠点として活用するにあたり、必要と考えられる物資

用途			物資・資機材名	整備要領		
				所要分を備蓄	発災後協定先・新物資システム等により調達	その他
生活関連物資	食料・飲料	避難者用	非常用食料、飲料水（2L ペットボトル）	○	○	
	衣類等	避難者用	衣類、下着類		○	
	電化製品	避難者用	携帯用充電器、洗濯機・乾燥機、掃除機、冷蔵庫、冷暖房器具、加湿器、空気清浄機		○	
	電源	避難者用 応援者用	非常用自家発電設備 ポータブル発電機	○		
	トイレ関係	避難者用 応援者用	携帯トイレ 仮設トイレ	○	○	
			マンホールトイレ			整備中

	寝具等	避難者用	タオル、毛布、布団、マットレス、断熱マット、段ボールベッド、間仕切り		○	
拠点運営に必要な資機材	物資拠点構築資材	中央駐車場 交差点等	大型テント（物資集積用）、フォークリフト、ハンドリフト、かご付き台車、パレット、棚、カラーコーン、コーンバー		○	
	応援職員宿営資材	陸上競技場	ソロテント		○	
	ボランティア関連資材	陸上競技場	ソロテント、本部用資材（机椅子、掲示物等）		○	
	電源	中央駐車場 陸上競技場	非常用自家発電設備 ポータブル発電機	○		
資機材を格納する設備			防災用備蓄倉庫（連結×１、単体×１）	○		

3 本計画により期待される効果

大規模災害発生時、本計画を実施することにより、以下のとおり、本市における全般的な避難生活環境の改善が図られるとともに、広域避難が促進されるほか、物資の受入れ・配送業務の円滑化が期待できる。

大規模災害時の鴻ノ池運動公園の活用に関する計画により期待される効果

○ 避難生活環境の改善（特に災害関連死の防止）

鴻ノ池運動公園内の各屋内施設の機能を有効に活用し、特に要配慮者を集約して医療・保健活動を効果的に行うことにより、災害関連死の防止に効果が期待できる。

また、それぞれの地区における避難所運営の負担、特に要配慮者のためのスペースの確保や必要物資の準備、対応に当たる要員の確保に係る負担を軽減することに繋がり、ひいては各指定避難所・届出避難所の運営がより円滑に行われることによって、それぞれの避難所における生活環境の改善が期待できる。

○ 広域避難の促進等

地域の指定避難所等における生活に困難を生じている被災者に、被災地外への広域避難を促すことは、令和6年能登半島地震において石川県が奨励したとおり、被災者の心身の負担軽減と避難所運営の負担軽減に効果が見られると考えられる。

石川県では金沢市にいわゆる1.5次避難所として、広域避難前の避難所が開設された。これにより、地域の避難所に分散している広域避難の希望者が同一地域に参集し、広域避難の準備が効率的に行われることにつながった。

他方、遠隔地に避難することが却って心身の負担を増すおそれのある被災者に対しては、広域避難前避難所での避難生活を当面継続いただくことで、生活環境の改善が図られる可能性もあるところ、被災者の選択肢が増すことで、より一人一人のニーズに沿った対応が行える効果が期待できる。

○ 物資の受入れ・配送業務の円滑化

物資を集積する場所のすぐ近くに、荷捌き等支援従事者の宿営場所を準備することにより、業務に従事する時間をより多く確保するとともに、移動による心身の疲労を軽減することができる。

また、支援従事者に同一地に宿営いただくことにより、相互の連絡調整・情報交換が促進される。

本効果は、物資拠点での荷捌き等に従事する応援職員・災害ボランティアに対して発揮されるのみならず、市内各所の被災現場等での活動に従事する要員についても、近隣の宿泊場所の確保が容易でないことが予想される中、宿営場所を提供することにより、同じく各被災現場等での業務に従事する時間の確保や、移動による心身の疲労の軽減につながることが期待できる。

4 計画の前提

(1) 想定される災害

ア 奈良盆地東縁断層帯地震

奈良市内を南北に縦断する活断層である奈良盆地東縁断層帯を震源とする内陸型地震であり、市内の最大震度は7と推定されている。

発生間隔は数千年程度であり、政府の地震調査研究推進本部は、今後30年以内の発生確率をほぼ0%～5%（Sランク：活断層で発生する地震として最も高いランク）、マグニチュード7.5規模と想定している。

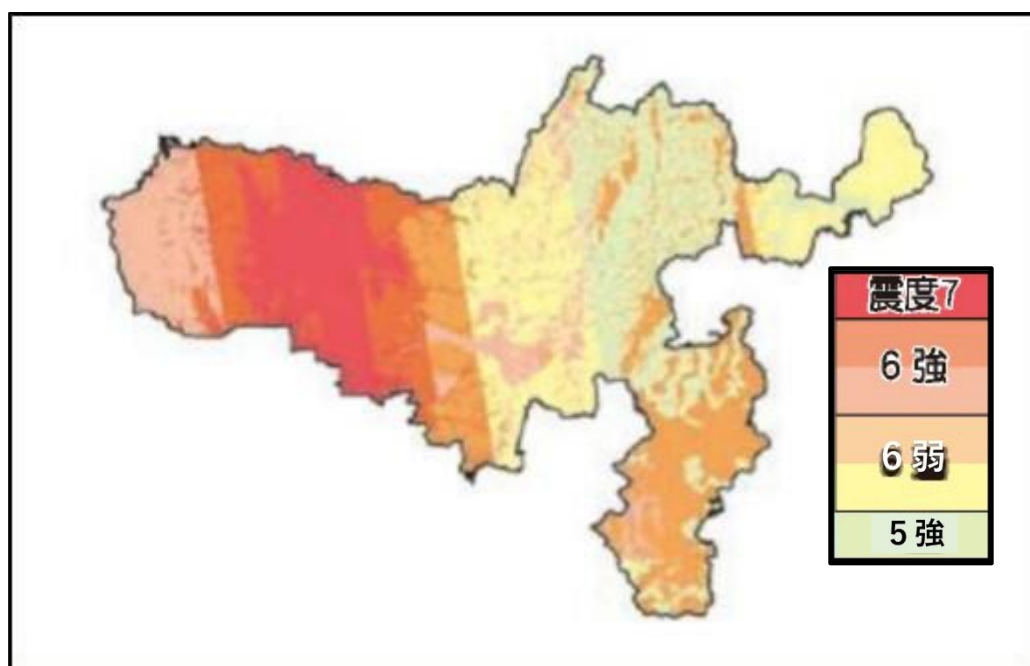


図2 奈良盆地東縁断層帯地震 震度分布図

(奈良市地震ハザードマップ 平成20年3月)

表2 奈良盆地東縁断層帯地震 奈良市における被害想定概要

項目	内容
想定震度	奈良市内で7～5強
人的被害	死者1,159人、負傷者4,536人
建物被害	住家全壊29,670棟、同半壊17,705棟
避難者数	直後96,513人、一週間後127,747人
ライフライン被害	断水133,142世帯、停電133,774世帯、都市ガス供給支障102,278世帯、通話支障18,944世帯

(第2次奈良県地震被害想定調査 平成17年3月)

イ 南海トラフ地震（陸側ケース）

南海トラフ（相模湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する区域）沿いのプレート境界を震源とする大規模な地震のうち、揺れによる被害が最大となると想定される「陸側ケース」が発生した場合、静岡県から宮崎県にかけての一部では震度7となる可能性があり、奈良県では最大震度6強、死者1,600人の人的被害が発生すると想定されており、奈良市においても最大震度6強が想定される。

南海トラフ地震は概ね100～150年間隔で繰り返し発生しており、前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944年）及び昭和南海地震（1946年））が発生してから約80年が経過している。政府の地震調査研究推進本部は、2025年9月26日、南海トラフの地震活動の長期評価を一部改訂し、これまでの地震による隆起量データの見直しに基づき、地震発生確率計算モデルの見直しを行った結果、2025年1月1日時点の今後30年以内の発生確率を、地震発生履歴のみから計算したBPTモデル（ブラウン緩和振動過程モデル）の場合は20%～50%、すべり量依存BPTモデルの場合は60%～90%程度以上と併記し、より高い方の確率値を強調することが望ましいと発表した。なお、いずれの場合もⅢランク（海溝型地震として最も高いランク）に分類される。

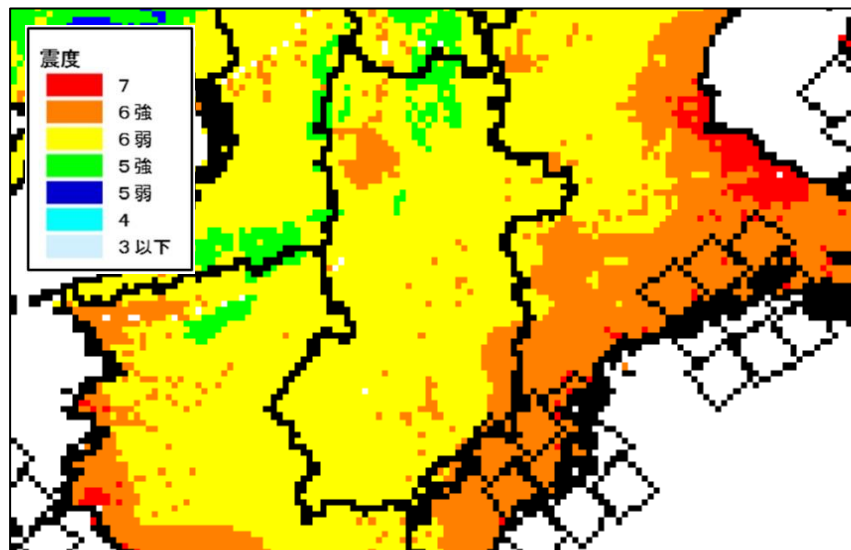


図3 南海トラフ地震（陸側ケース） 震度分布図

（「南海トラフ巨大地震 最大クラス地震における被害想定について」令和7年3月、中央防災会議防災対策実行会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ）

(2) 対象地選定の要件

ア 立地条件

大規模災害発生時における広域避難前避難所及び防災拠点として望ましい立地条件には、大きく以下の要素が挙げられる。

広域避難前避難所及び防災拠点として望ましい立地条件

○ 耐震性を備えること

屋内施設においては、想定される震度で倒壊しない耐震性を有する必要がある、また屋外施設に関しては、液状化等の影響が小さく、使用に供しうることが必要である。

また、インフラが途絶えた場合の、復旧までの当面の代替手段が確保される必要がある。

○ 広い地積を有すること

被災者がスフィア基準等に基づく避難生活環境が維持されるとともに、大量の救援物資を集積するための十分な地積を有する必要がある。

他方、避難に関する施設、人的支援の拠点及び物的支援の拠点を一つの区域に集中させることは、それぞれの機能の有機的な連携を図るうえで有効ではあるが、実際の被災状況は必ずしも想定とは一致しない可能性があり、それぞれの施設を運用するに当たり、計画上の予定地積と実際に必要な地積に偏りが生ずることも十分に考えられる。このため、各活動が混交することによる事故の発生や活動効果の低減を防ぐ観点から、状況によっては用途を限定して使用することも想定する必要がある。

○ 交通アクセスが良いこと

幹線道路（特に緊急輸送道路）に近く、被災地から比較的近傍であることが、避難者の参集及び被災地への輸送ルートの確保の上で重要である。

これらの条件に照らし、鴻ノ池運動公園は、所在する施設の耐震性、地震による屋外施設への影響度、地積、交通アクセスの点で概ね条件に合致した立地であると考えられる。

まず、鴻ノ池運動公園は、奈良盆地に接する平城山丘陵の台端部に位置しており、奈良盆地東縁断層帯地震発災時には市西部の広範な地域で震度7、かつ液状化被害の発生が予想される中、震度6強と強い揺れは予想されるものの低地部に比し液状化の被害は小さく、施設の耐震性に関する条件を満たしている。

地積は総面積で 300,808 m²を有しており、避難者の収容と物資の集積に必要なエリアを区分して運営することが可能な屋内・屋外施設が所在する。また、最も激しい揺れによる被害が予想される市西部の中心地域から 1km 程度と比較的近い広域避難場所として既に設定されており、加えて緑ヶ丘浄水場から約 3km と広域避難場所の中では最も近い場所に位置している。

また、鴻ノ池運動公園は、第 2 次緊急輸送道路である主要地方道奈良加茂線（県道 44 号線）が通り、第 1 次緊急輸送道路である国道 369 号線と接続しているほか、同じく第 1 次緊急輸送道路である国道 24 号線とは第 2 次緊急輸送道路である幹線一級市道奈良阪南田原線（ならやま大通り）により接続が確保されている。さらに国道 24 号線と京奈和自動車道は木津 I C で接続されている等、災害時、物資輸送車両の進入が可能な立地状況にある。

ただし、鴻ノ池運動公園内の交通は中央駐車場南側及び中央第二体育館西側の道路を除き大型車両の離合が制約される。このため、陸上競技場から中央武道場までの通行は一方通行とする必要がある。また、補助競技場、投てき練習場及びテニスコートへの進入路はそれぞれ一本に限定されており、進入車両はそれぞれの敷地内において車両の向きを入れ替える作業が必要となる。

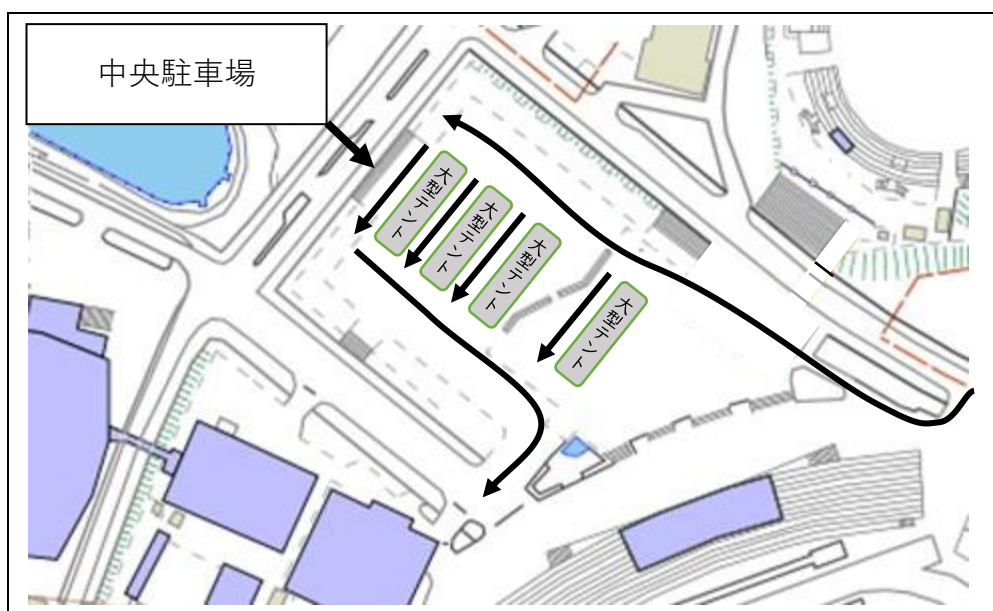


図 4 物資搬出入車両の動線に関するイメージ

なお、インフラの断絶に関しては、電気、上下水道とも、想定される奈良盆

地東縁断層帯地震に際しては、市内のほとんどの地域が影響を受けると考えられ、発電機等による当面必要な電力の確保のほか、給水槽の設置や飲料水の備蓄、排水設備が復旧するまでの間の携帯トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ（下水道管路の使用に支障がないことが確認された場合に使用）等による対応等の処置を講ずる必要がある。

加えて、既出の「広域避難前避難所及び防災拠点として望ましい立地条件」の第二項で触れたとおり、多岐にわたる用途の所要が著しく偏った場合には、区域内の事故発生等を防ぐ観点から、用途を限定することも想定しておく必要がある。具体的には、第2項「基本方針」に挙げた考え方にに基づき、要配慮者の生活環境の改善に資する施設の運用を最優先とし、加えて、救護エリア、物資搬入・搬送場所、自衛隊及び緊急消防援助隊の各拠点並びに防災ヘリコプター等飛行場外離着陸場の各機能の発揮を図る。この際、大型避難施設（一般エリア。中央体育館を予定）については、被災者の参集状況に応じ、要配慮者エリア、次いで女性・子どもエリアの予備スペースとして運用する（下表）。

表3 用途を限定する必要がある場合における施設使用の考え方

区分	使用の考え方
要配慮者エリア	最優先の用途として必要な収容スペースを確保する。
女性、子どもエリア	優先的に必要な収容スペースを確保する。
救護エリア	機能発揮に必要な地積を確保する。
物資搬入・搬送場所	
自衛隊災害派遣部隊活動拠点	
緊急消防援助隊陸上進出拠点	
防災ヘリコプター等飛行場外離着陸場	
一般エリア	状況に応じ、要配慮者エリア、次いで女性・子ども専用エリアの予備スペースとして運用する。
ペット同伴エリア	他施設の収容状況に応じ、必要な場合は、受入人数を制限する。
応援職員・ボランティア等の宿営施設	

イ 施設の具備する条件

(ア) 広域避難前避難所としての要件

鴻ノ池運動公園は、地域防災計画において指定緊急避難場所（広域避難場所）と定める施設（下表）のうち、市中心部の比較的近傍に位置する市所管施設である。広域避難場所は、地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときに避難する場所であり、市の広範な地域が被災した際に広大な敷地に被災者を収容できる場所が選定されており、被災者の収容場所としては専ら屋外を想定している。

表 4 指定緊急避難場所（広域避難場所）

名称	適応の可否				面積 (㎡)	有効避難 面積(㎡)	収容可能 人員(人)
	洪水	土砂 災害	地震	大規模 火災			
奈良公園	○	○	○	○	(平坦部) 462,900	86,590	43,290
鴻ノ池運動公園	○	○	○	○	300,808	190,060	95,030
平城宮跡	○	○	○	○	1,320,000	754,720	377,360
奈良国際ゴルフ倶楽部	○	○	○	○	990,000	661,560	330,780
飛鳥カンツリー倶楽部	○	○	○	○	390,000	231,950	115,970
計					3,463,708	1,924,880	962,430

これに対し、広域避難前避難所は、広域避難を希望する被災者はもとより、指定避難所における避難生活が困難な状況にある被災者が当面の生活を送る場所となるものであり、主として屋内施設の利用を想定する（下表）。したがって、鴻ノ池運動公園においては、広域避難場所として多数の一時的な避難者を主に屋外施設において受け入れた後、その大半については各地区の指定避難所等における避難あるいは在宅避難等への移行を促すこととし、その後、各施設の受入れ準備が整い次第、要配慮者を中心とする屋内等での避難の受入れを開始するといった状況が生じることが想定される。

表 5 鴻ノ池運動公園における広域避難前避難所としての設置施設

用途	主な使用場所	有効避難 面積(㎡)	収容想定人数 (人)
一般エリア	中央体育館（アリーナ）	2,042	583
女性、子どもエリア	中央第二体育館（アリーナ）	720	205
救護エリア	中央武道場（道場、中道場）	986	281
要配慮者エリア	中央第二武道場（道場、更衣室）	1,098	313
ペット同伴エリア	鴻ノ池コート（屋外、テント展張）	6,550	約 1,000
計		11,396	3,253

広域避難前避難所は、指定避難所での避難生活に困難を生じている被災者を主な対象とし、その中でも、困難の度合いが比較的小さい被災者の受入れを一般エリアにおいて行うほか、女性、子どもエリア、救護エリア、要配慮者エリアをそれぞれ別個に設定できる施設配置が必要であり、鴻ノ池運動公園においては、それぞれ上記の使用場所を割り当てることが可能である。

また、災害発生時、ペットを飼う被災者が避難所を利用する場合には、ペット同行避難が原則であり、地域の指定避難所においても、ペットを受け入れ、屋外に専用のスペースを確保し、避難所運営委員会の施設管理班が中心となり管理を行うよう、奈良市避難所運営ガイドラインにおいて統制している。ただし、ペットとの同伴避難を希望する等、地域の避難所に避難することに困難を生じる飼い主を対象に、ペットを同伴できる収容施設を設置することが望ましく、鴻ノ池運動公園においては、鴻ノ池コートが比較的其他の施設から離隔しており、また、テント（エアーテント）を展張することで屋内施設に近い環境が用意できると考えられる（スフィア基準に基づき、有効避難面積を3.5㎡で除して算出される収容想定人数に比し、ペット同伴避難の場合は、より相互の離隔距離を取ることが必要と考えられることから、表4では約1,000人（各コート100名程度）と設定）。

（イ）防災拠点としての要件

鴻ノ池運動公園は、地域防災計画において、他都市から搬入される救援物資等を受け入れる市の緊急輸送拠点として、中央体育館（アリーナ 3,665㎡）及び中央第二体育館（同 1,033㎡）が挙げられている。

令和6年能登半島地震において、屋内施設における物資の搬出入は、搬出入口への車両・フォークリフトによるアクセスの可否や、床の耐荷重の不足が問題とされた。中央体育館及び中央第二体育館のアリーナを物資集積に利用するとした場合、フォークリフトで搬入することができない点等から、必ずしも効率的な物資の搬出入が行えないため、より望ましい集積場所を検討した結果、中央駐車場に大型テント等をもって集積施設を確保することが、フォークリフトやハンドリフトの活用の可能性や、耐荷重の関係から、より望ましいと評価した。

この際、大型テントの協定先からの調達を、物資搬入に先立ち実施する必

要がある。また、荷下ろしや積載を行う車両が混交しないよう、大型テントを並列に配置し、進入口から複数の搬出入地点に分かれて進入し、反転を要することなく進出口に到達できるような車両の動線を確保する。

(3) 収容対象者

本市が主に想定している、奈良盆地東縁断層帯地震が発生した状況に近いと考えられる地震災害発生例として平成 28 年熊本地震が挙げられるが、被災地における避難者の人口に対する割合は、約 14.7%であったとの調査結果が公表されており、本市の人口に換算すると、約 51,000 人が避難者となると想定される。

本市の地域防災計画における指定避難所の収容可能人数は、この数値を満たすよう計画されているものの、地域の被災状況によっては、希望する避難所での生活が必ずしも行えない被災者が生ずることが懸念される。

また、地区の指定避難所が相互に受入人数の調整を行うことも考えられるが、調整には多大の困難が伴うものと予想される。

そこで、令和 6 年能登半島地震の際の広域避難とそれに先立ついわゆる 1.5 次避難の例に基づき、要配慮者を主体に、各地域の指定避難所での生活に困難を伴う 3,000 人程度の被災者を受け入れる施設を設けるよう計画する。

本市に大規模災害が発生した場合における避難者数を正確に予測することは難しく、実際に鴻ノ池運動公園内の各施設が十分に避難の所要を満たすかどうかを断定することはできないが、特に要配慮者の避難生活環境をより望ましいものとする効果は得られると考えられる。

(4) 運用に必要な人員の確保

ア 配置職員等

災害発生時、市職員は、市役所等において非常時優先業務に従事する職員と、避難所配置職員としての業務に従事する職員に大きく区分され、災害対応に従事することとなる。

大規模災害時の鴻ノ池運動公園における業務は、広域避難前避難所の運営に関するものについては、避難所配置職員 60 名をもって次表のとおり行う。また、参集の状況に応じ避難所配置職員予備要員をもって補う。このほか、防災拠点に関するものを含め、災害対策本部のそれぞれの担当部が所管する業務に関しては、各部が必要な要員を選定し配置する。なお、応援者の参集及び避難所運営体制の進展などを受け、逐次、避難所配置職員の活動規模を状況に応じ

て縮小し、配置外となった職員は所属部局の業務に復するものとする。

表 6 広域避難前避難所の運営にあたる避難所配置職員の体制

用途	施設（収容想定人数）	配置職員	（昼間）	（夜間）
一般避難者エリア	中央体育館（約 580 人）	20 名	16 名	4 名
女性、子どもエリア	中央第二体育館（約 200 人）	10 名	8 名	2 名
救護所エリア	中央武道場（約 280 人）	10 名	8 名	2 名
要配慮者エリア	中央第二武道場（約 310 人）	10 名	8 名	2 名
ペット同伴エリア	鴻ノ池コート（約 1,000 人）	10 名	8 名	2 名
計		60 名	48 名	12 名

イ 応援職員

大規模災害時の被災市町村への人的支援の枠組みに関しては、総務省による応急対策職員派遣制度（短期派遣）があり、その一つとして、避難所の運営等、災害対応業務の支援を行う「対口支援チーム」の派遣がある。

災害の発生を受け、総務省が被災市区町村応援職員確保現地調整会議を被災都道府県において開催し、被災市区町村応援職員確保調整本部が設置される。この際、被災市町村は応援職員の必要性の有無等について県を通じて同本部に連絡することとされており、本広域避難前避難所の運営及び応援職員等の受入れに関しては、当該業務への人的支援について速やかに県を通じて同本部に依頼する。受援を必要とする業務及び必要な人数に関しては、災害対策本部各部が作成する受援計画による。

ウ 指定管理者

大規模災害発生時における個々の施設の資機材の使用、維持管理等について、関係する連携協定に基づき、指定管理者が必要な業務を行う。

エ 協定締結業者

災害時における協定締結業者から、物資集積拠点における支援物資の受入れ、配送等に係る支援を受ける。この際、物資集積拠点の設営から搬出入の手配、在庫管理等、支援物資の物流に係る業務の全般に関し、協定締結業者の協力を得て物流拠点の運営を行う。また、避難所運営についても、特に夜間における業務への従事等に関し、協定締結業者からの支援を受ける。

(5) 必要なインフラ

ア 電力の確保

大規模地震発生後の停電に関しては、平成 17 年 3 月に実施された第 2 次奈良県地震被害想定調査によれば、奈良盆地東縁断層帯地震の場合、発災直後に市内 133,774 世帯に対する供給障害が発生すると想定される。

復旧に関しては、令和 6 年能登半島地震においては山間孤立地域において 80%の復旧に 1 カ月を要しているが、平地部における被災の例としては、下表のとおりであり、数日間の電源確保が課題と考えられる。

このため、非常用電源として、非常用自家発電設備を設置するとともに、ポータブル発電機を各施設の運営に必要な数量分備蓄し、災害時、各施設に配置して電源を確保する。

表 7 大規模地震発災後の電力復旧状況の例
(出典：平成 28 年 7 月 13 日 経済産業省 産業構造審議会資料)

災害名（発生日）	最大停電戸数	復旧状況
阪神・淡路大震災 (平成 7 年 1 月 17 日)	約 260 万戸	・発災後 6 日で停電解消
東日本大震災 (平成 23 年 3 月 11 日)	約 870 万戸	<東北電力> ・発災後 3 日で約 80%の停電解消 ・発災後 8 日で約 94%の停電解消 <東京電力> ・発災後 7 日で停電解消
熊本地震 (平成 28 年 4 月 14 日、 (本震は同年 4 月 16 日)	約 47.7 万戸	・本震の発生から約 5 日で停電解消

イ 水の確保

大規模地震発生後の断水については、平成 17 年 3 月に実施された第 2 次奈良県地震被害想定調査によれば、奈良盆地東縁断層帯地震の場合、発災直後に市内 133,142 世帯が断水すると想定される。

復旧に関しては、浄水場や配水池における施設の状況、地震による揺れや液状化に伴う導水管の状況等により異なることから、正確に予測することは難しいが、被害状況把握の進捗が停滞した場合、復旧に数カ月を要するおそれもある。

このため、非常時の飲料水を確保するため、耐震性貯水槽を区域内に設置し、災害時の当面の飲み水確保を図るとともに、給水車の巡回によって貯水量を確保するとともに、必要に応じ仮設給水槽を設置する。

5 各施設の利用要領

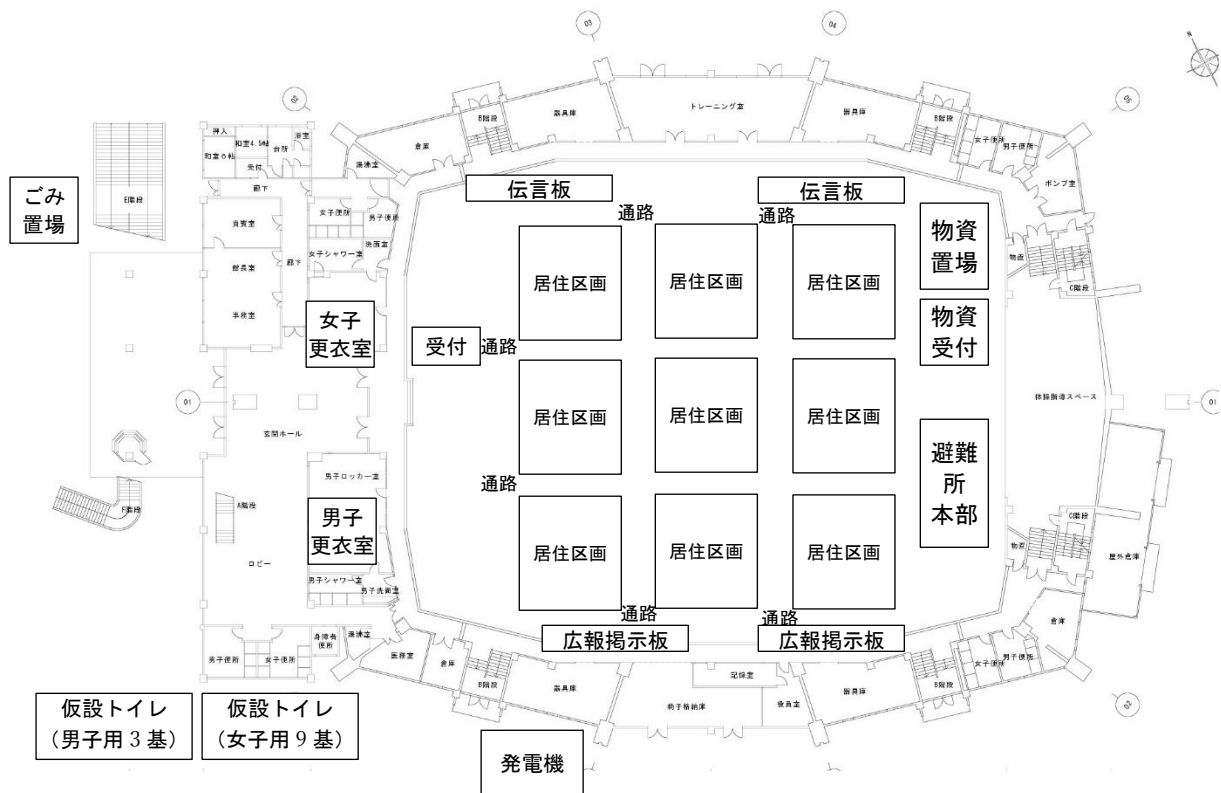
(1) 全 般

各施設の利用に関する概要は次のとおり。

設置施設			設置場所	想定人数等
広域避難 前避難所 機能	一般エリア	屋内	中央体育館	約 580 人
	女性、子どもエリア		中央第二体育館	約 200 人
	救護エリア		中央武道場	約 250 人
	要配慮者エリア		中央第二武道場	約 310 人
	ペット同伴エリア	屋外	鴻ノ池コート	約 1,000 人
支援拠点	物資搬入・搬送場所	屋外	中央駐車場	
	応援者・ボランティア 用の野外宿营地（テン ト村：男性用、女性用） 災害ボランティアセ ンター（指揮所・資材 置き場）		鴻ノ池陸上競技場	約 2,000 人
	自衛隊災害派遣部隊 活動拠点		鴻ノ池球場	600 人規模の 部隊を想定
	緊急消防援助隊陸上 進出拠点		鴻ノ池陸上競技場 外周	車輛最大 216 台
	ヘリコプター着陸場 （防災ヘリ、自衛隊ヘ リ）		補助競技場	1 機ずつの離 発着が可能
施設利用 に伴う 付加設備	耐震性貯水槽		中央体育館付近に 設置を検討	
	防災用備蓄倉庫		同上	
	非常用自家発電設備		同上	
	ポータブル発電機		倉庫に保管	
	組立式仮設トイレ		同上	

(2) 屋内施設

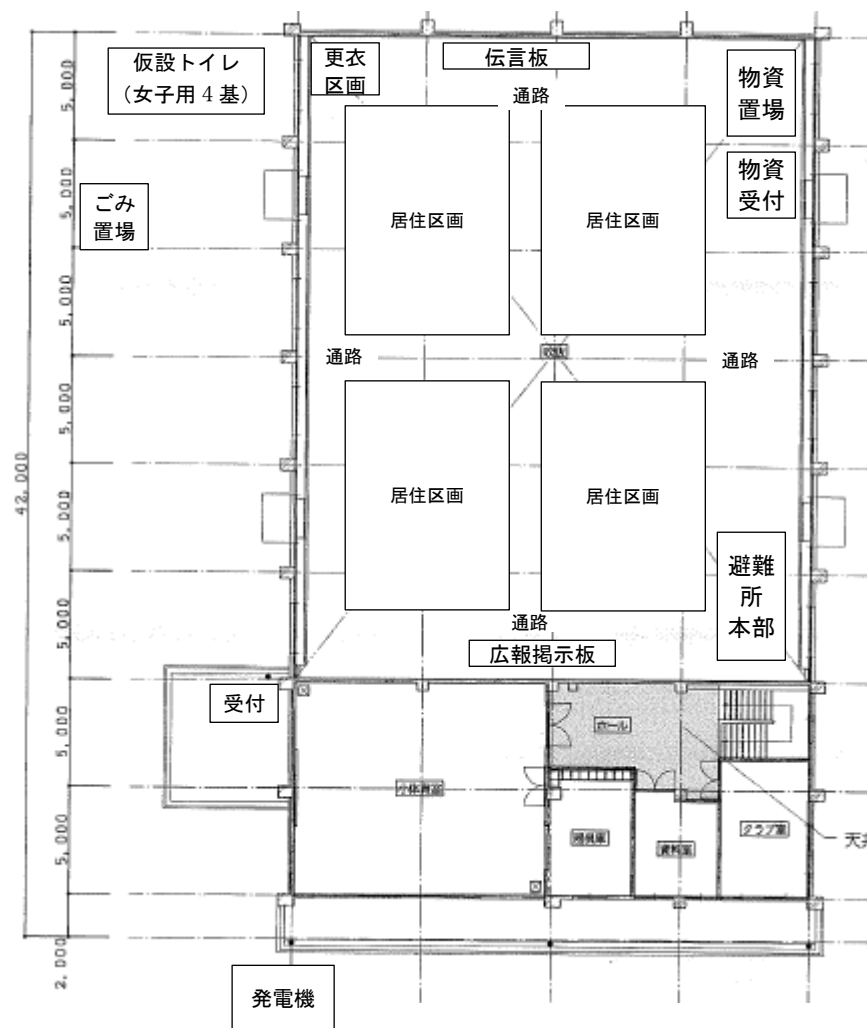
中央体育館									
用途	避難施設（一般エリア） 主として、各防災地区の避難所に避難した被災者等のうち、広域避難前の避難など、被災した場所から離れた場所に滞在することを希望する方々の受入れに使用								
収容想定 人数	580 人 （算出の根拠） ・フロア面積：2,042.18 ㎡（40.6m×50.3m） ・板張りの床に、通路分を除き、間仕切り用テント（4.4 ㎡）を 400 張設置（同一世帯等、複数の避難者で一つのテントを使用した場合、その人数分の追加受入れが可能であるが、総受入人数をスフィア基準に適合させることが、避難生活全般の快適さ確保に繋がることから、想定人数はフロア面積を 3.5 で除し、580 人とする。）								
必要施設・ 資材とその 整備要領	<table border="1"> <thead> <tr> <th>必要施設・資材</th><th>整備要領</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>間仕切り用テント、毛布、段ボールベッド</td><td>発災後、速やかにプッシュ型支援により搬入</td></tr> <tr> <td>トイレ</td><td>既存の設備を使用。ただし、下水道の状況により使用不能の場合、備蓄している携帯トイレの他、発災後速やかに仮設トイレを調達し対応する。また、マンホールトイレ整備後は同設備を併用する。</td></tr> <tr> <td>通信設備</td><td>既存の設備を使用（ソフトバンク FREE Wi-fi）。ただし、大規模災害が発生し、設備の損傷により使用不能の場合、速やかに衛星通信設備（Starlink 等）を調達するとともに、各携帯会社の移動通信車両の優先的配当を調整する。</td></tr> </tbody> </table>	必要施設・資材	整備要領	間仕切り用テント、毛布、段ボールベッド	発災後、速やかにプッシュ型支援により搬入	トイレ	既存の設備を使用。ただし、下水道の状況により使用不能の場合、備蓄している携帯トイレの他、発災後速やかに仮設トイレを調達し対応する。また、マンホールトイレ整備後は同設備を併用する。	通信設備	既存の設備を使用（ソフトバンク FREE Wi-fi）。ただし、大規模災害が発生し、設備の損傷により使用不能の場合、速やかに衛星通信設備（Starlink 等）を調達するとともに、各携帯会社の移動通信車両の優先的配当を調整する。
必要施設・資材	整備要領								
間仕切り用テント、毛布、段ボールベッド	発災後、速やかにプッシュ型支援により搬入								
トイレ	既存の設備を使用。ただし、下水道の状況により使用不能の場合、備蓄している携帯トイレの他、発災後速やかに仮設トイレを調達し対応する。また、マンホールトイレ整備後は同設備を併用する。								
通信設備	既存の設備を使用（ソフトバンク FREE Wi-fi）。ただし、大規模災害が発生し、設備の損傷により使用不能の場合、速やかに衛星通信設備（Starlink 等）を調達するとともに、各携帯会社の移動通信車両の優先的配当を調整する。								
運営要領	市避難所配置職員が中心となり避難所運営を行う。この際、指定管理者の支援を受けるほか、可能な範囲で避難者自身の避難所運営への参画を促し、自律的な避難生活の推進を図る。また、市避難所配置職員から応援職員に段階的に業務を移行し、市避難所配置職員の原職務への復帰を進める。								
 中央体育館 									



(中央体育館の避難施設としての配置イメージ)

- 物資置場は、中央体育館において使用する物資を、物資拠点（中央駐車場）から避難所本部の要員と居住者により搬入するものとするが、この際、耐荷重の超過により床を損傷し使用できなくなることを防ぐため、2L ペットボトル6箱入りケースについては2段積みまでとする等、荷重を $500\text{kg}/\text{m}^2$ 以下に抑える（他の板張り・畳張り施設についても同じ）。
- 仮設トイレは、スフィア基準に基づき、当初 50 人に 1 基を基準に設置することとするが、長期化に備え 20 人に 1 基の設置を追求する。男女比率については同基準に則り、収容者の人数比に応じ、原則として女性 3 に対し男性 1 の割合で設置する。この際、定期的な汲み取りを行う必要性から、便槽までバキューム車のホースが届く位置に設ける。また、設置までの間及び不足分については、既設トイレの便座に備蓄の携帯トイレを被せて使用する。
- 更衣室は既存のロッカー室を使用する。洗面室、シャワー室については、上水道が利用できる場合においても、排水に支障がないことが確認されない限り使用禁止とし、自衛隊等による入浴・シャワーブースの支援を受ける。

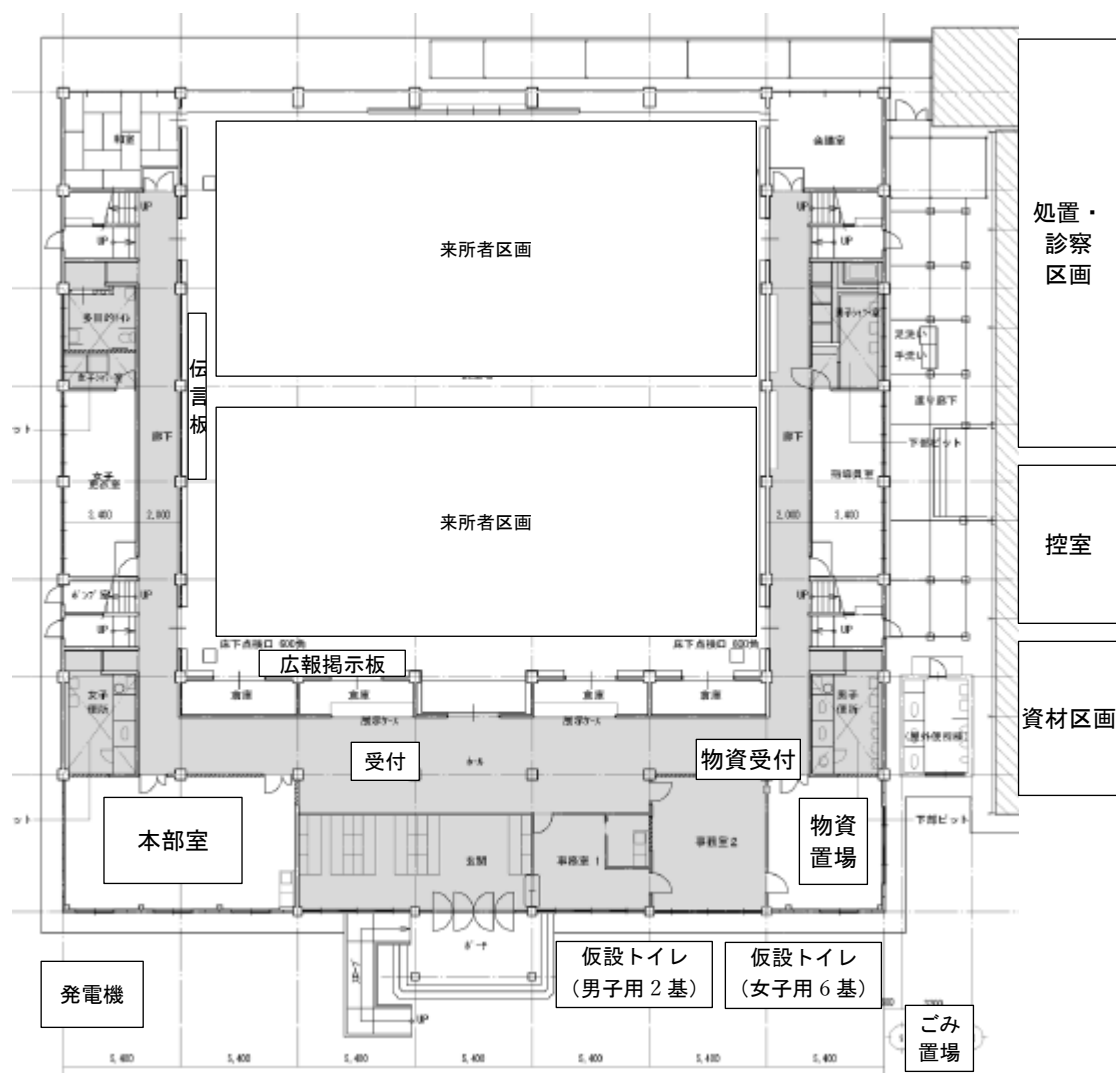
中央第二体育館									
用途	避難施設（女性、子どもエリア） 主として、各防災地区の避難所に避難した被災者等のうち、広域避難前の避難など、被災した場所から離れた場所に滞在することを希望する女性（一般用エリアを希望される方を除く。）や、乳幼児を帯同した女性、保護者と離隔した子ども等、女性・子ども専用施設への避難がより適している被災者の受入れに使用								
収容想定人数	200 人 （算出の根拠） ・フロア面積：720 m²（24m×30m） ・板張りの床に、通路分を除き、間仕切り用テント（4.4 m²）を 160 張設置（母親と子ども等、複数の避難者で一つのテントを使用することが想定されるが、施設全体の総受入人数をスフィア基準に適合させることが、避難生活全般の快適さ確保に繋がることから、想定人数はフロア面積を 3.5 で除し、200 人とする。）								
必要施設・資材とその整備要領	<table border="1"> <thead> <tr> <th>必要施設・資材</th><th>整備要領</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>間仕切り用テント、毛布、段ボールベッド、生理用品、紙おむつ（子ども用）、使い捨て哺乳瓶、液体ミルク、授乳カップ等</td><td>発災後、集中備蓄物資を速やかに搬入するとともに、プッシュ型支援を通じて必要分を入手する。</td></tr> <tr> <td>トイレ</td><td>既存の設備を使用。ただし、下水道の状況により使用不能の場合、備蓄している携帯トイレの他、発災後速やかに仮設トイレを調達し対応する。また、マンホールトイレ整備後は同設備を併用する。</td></tr> <tr> <td>通信設備</td><td>大規模災害発生時には、速やかに衛星通信設備（Starlink 等）を調達するとともに、各携帯会社の移动通信車両の優先的配当を調整する。</td></tr> </tbody> </table>	必要施設・資材	整備要領	間仕切り用テント、毛布、段ボールベッド、生理用品、紙おむつ（子ども用）、使い捨て哺乳瓶、液体ミルク、授乳カップ等	発災後、集中備蓄物資を速やかに搬入するとともに、プッシュ型支援を通じて必要分を入手する。	トイレ	既存の設備を使用。ただし、下水道の状況により使用不能の場合、備蓄している携帯トイレの他、発災後速やかに仮設トイレを調達し対応する。また、マンホールトイレ整備後は同設備を併用する。	通信設備	大規模災害発生時には、速やかに衛星通信設備（Starlink 等）を調達するとともに、各携帯会社の移动通信車両の優先的配当を調整する。
必要施設・資材	整備要領								
間仕切り用テント、毛布、段ボールベッド、生理用品、紙おむつ（子ども用）、使い捨て哺乳瓶、液体ミルク、授乳カップ等	発災後、集中備蓄物資を速やかに搬入するとともに、プッシュ型支援を通じて必要分を入手する。								
トイレ	既存の設備を使用。ただし、下水道の状況により使用不能の場合、備蓄している携帯トイレの他、発災後速やかに仮設トイレを調達し対応する。また、マンホールトイレ整備後は同設備を併用する。								
通信設備	大規模災害発生時には、速やかに衛星通信設備（Starlink 等）を調達するとともに、各携帯会社の移动通信車両の優先的配当を調整する。								
運営要領	市避難所配置職員（女性）が中心となり避難所運営を行う。この際、指定管理者の支援を受けるほか、可能な範囲で避難者自身の避難所運営への参画を促し、自律的な避難生活の推進を図る。また、市避難所配置職員から応援職員に段階的に業務を移行し、市避難所配置職員の原職務への復帰を進める。								
 中央第二体育館 									



(中央第二体育館の避難施設としての配置イメージ)

- 物資置場は、中央体育館と同じく、物資拠点から必要分を避難所本部要員及び居住者により搬入するものとし、2L ペットボトル6箱入りケースについては2段積みまでとする等、荷重を $500\text{kg}/\text{m}^2$ 以下に抑える。
- 仮設トイレは、スフィア基準に基づき、当初 50 人に 1 基を設置、長期化に備え 20 人に 1 基の設置を追求する。設置までの間及び不足分については、区域内既設トイレの便座に備蓄の携帯トイレを被せて使用する。汲み取り等の留意点は中央体育館に同じ。
- 更衣は必要に応じ北隅に設置する更衣のための間仕切りテントを使用する。水に係る支援に関しては中央体育館に同じ。

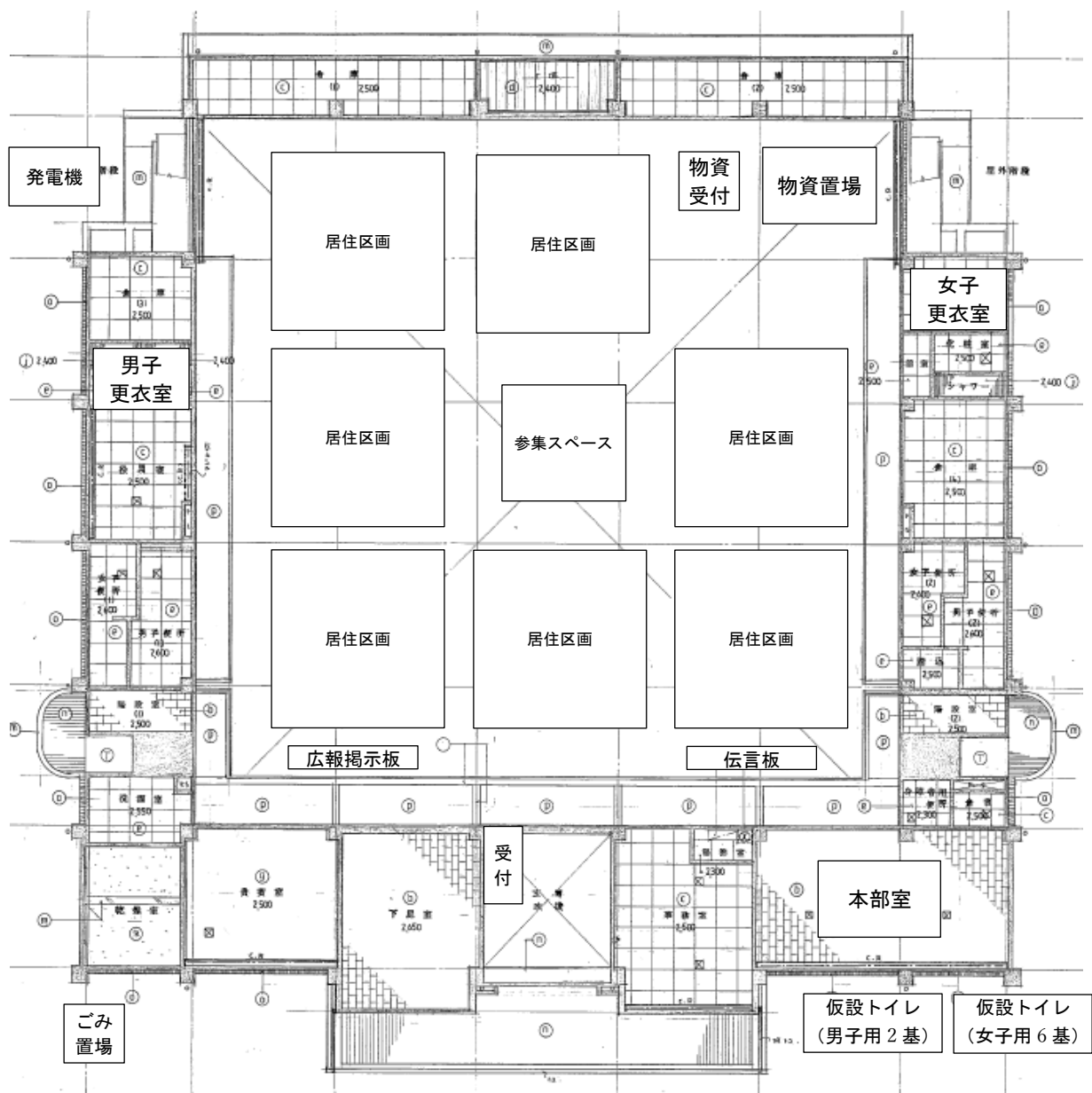
中央武道場											
用途	避難施設（救護エリア） 主として避難所滞在中の疾病への罹患等により、医療救護を要する被災者の受入れに使用 ・臨時診療活動、特に負傷者に対する応急処置、健康観察を実施 ・必要に応じ、病院等への搬送を調整										
収容想定 人数	250 人 （算出の根拠） ・フロア面積：986.8 ㎡（道場 634 ㎡（400 畳）、中道場 352.8 ㎡） ・医療活動救護用スペース、スタッフ控室、資材区画として中道場の一部(60 ㎡, 20 ㎡, 10 ㎡)を充て、残余の地積に対してスフィア基準（3.5 ㎡/人）を適用し収容者数を算出										
必要施設・ 資材とその 整備要領	<table> <tr> <th>必要施設・資材</th><th>整備要領</th></tr> <tr> <td>医療救護活動用資器材</td><td>事前に準備した医療救護活動用資器材を用いて開設するとともに、災害時の医療救護活動に関する協定に基づき、関係団体を通じて必要な資器材を確保する。</td></tr> <tr> <td>毛布、段ボールベッド等</td><td>発災後、集中備蓄物資を速やかに搬入するとともに、プッシュ型支援を通じて必要分を入手する。</td></tr> <tr> <td>トイレ</td><td>既存の設備を使用。ただし、下水道の状況により使用不能の場合、備蓄している携帯トイレの他、発災後速やかに仮設トイレを調達し対応する。また、マンホールトイレ整備後は同設備を併用する。</td></tr> <tr> <td>通信設備</td><td>保有する通信機器を活用するとともに、大規模災害発生後速やかに衛星通信設備（Starlink 等）を調達するほか、各携帯会社の移動通信車両の優先的配当を調整する。</td></tr> </table>	必要施設・資材	整備要領	医療救護活動用資器材	事前に準備した医療救護活動用資器材を用いて開設するとともに、災害時の医療救護活動に関する協定に基づき、関係団体を通じて必要な資器材を確保する。	毛布、段ボールベッド等	発災後、集中備蓄物資を速やかに搬入するとともに、プッシュ型支援を通じて必要分を入手する。	トイレ	既存の設備を使用。ただし、下水道の状況により使用不能の場合、備蓄している携帯トイレの他、発災後速やかに仮設トイレを調達し対応する。また、マンホールトイレ整備後は同設備を併用する。	通信設備	保有する通信機器を活用するとともに、大規模災害発生後速やかに衛星通信設備（Starlink 等）を調達するほか、各携帯会社の移動通信車両の優先的配当を調整する。
必要施設・資材	整備要領										
医療救護活動用資器材	事前に準備した医療救護活動用資器材を用いて開設するとともに、災害時の医療救護活動に関する協定に基づき、関係団体を通じて必要な資器材を確保する。										
毛布、段ボールベッド等	発災後、集中備蓄物資を速やかに搬入するとともに、プッシュ型支援を通じて必要分を入手する。										
トイレ	既存の設備を使用。ただし、下水道の状況により使用不能の場合、備蓄している携帯トイレの他、発災後速やかに仮設トイレを調達し対応する。また、マンホールトイレ整備後は同設備を併用する。										
通信設備	保有する通信機器を活用するとともに、大規模災害発生後速やかに衛星通信設備（Starlink 等）を調達するほか、各携帯会社の移動通信車両の優先的配当を調整する。										
運営要領	奈良市災害対策本部保健救護班、避難所配置職員及び指定管理者により、救護エリアを有する避難所としての運営委員会を設置するとともに、早期に医療関係者等の受援を受ける。										
 中央武道場 											



(中央武道場の救護所としての配置イメージ)

- 本救護エリアの来所者区画は、この広域避難前避難所において避難生活を送る被災者のうち、医療機関への搬送に至らない疾患等を有する人の一時的な滞在のほか、医療機関への搬送待ち状態にある人の待機場所としての使用を主として想定する。
- 仮設トイレ及び携帯トイレの運用要領は中央体育館と同様

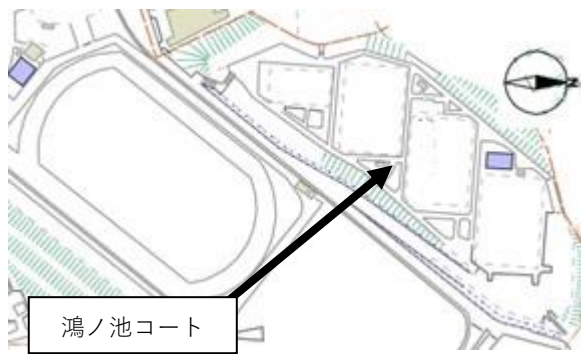
中央第二武道場									
用途	避難施設（要配慮者） 被災地での避難生活に困難を生じている要配慮者の受入れに使用								
収容想定 人数	310 人 （算出の根拠） ・フロア面積：1,098 m²（道場 900 m²（420 畳）、99 m²×2 室） ・スフィア基準（3.5 m²/人）に基づき、各避難者の居住スペースを算出								
必要施設・ 資材とその 整備要領	<table> <tr> <th>必要施設・資材</th><th>整備要領</th></tr> <tr> <td>毛布、段ボールベッド、紙おむつ（大人用）等</td><td>発災後、集中備蓄物資を速やかに搬入するとともに、プッシュ型支援を通じて必要分を入手する。</td></tr> <tr> <td>トイレ</td><td>既存の設備を使用。ただし、下水道の状況により使用不能の場合、備蓄している携帯トイレの他、発災後速やかに仮設トイレを調達し対応する。また、マンホールトイレ整備後は同設備を併用する。</td></tr> <tr> <td>通信設備</td><td>大規模災害発生時には速やかに衛星通信設備（Starlink 等）を調達するとともに、各携帯会社の移動通信車両の優先的配当を調整する。</td></tr> </table>	必要施設・資材	整備要領	毛布、段ボールベッド、紙おむつ（大人用）等	発災後、集中備蓄物資を速やかに搬入するとともに、プッシュ型支援を通じて必要分を入手する。	トイレ	既存の設備を使用。ただし、下水道の状況により使用不能の場合、備蓄している携帯トイレの他、発災後速やかに仮設トイレを調達し対応する。また、マンホールトイレ整備後は同設備を併用する。	通信設備	大規模災害発生時には速やかに衛星通信設備（Starlink 等）を調達するとともに、各携帯会社の移動通信車両の優先的配当を調整する。
必要施設・資材	整備要領								
毛布、段ボールベッド、紙おむつ（大人用）等	発災後、集中備蓄物資を速やかに搬入するとともに、プッシュ型支援を通じて必要分を入手する。								
トイレ	既存の設備を使用。ただし、下水道の状況により使用不能の場合、備蓄している携帯トイレの他、発災後速やかに仮設トイレを調達し対応する。また、マンホールトイレ整備後は同設備を併用する。								
通信設備	大規模災害発生時には速やかに衛星通信設備（Starlink 等）を調達するとともに、各携帯会社の移動通信車両の優先的配当を調整する。								
運営要領	市避難所配置職員が中心となり避難所運営を行う。この際、指定管理者の支援を受けるほか、可能な範囲で避難者自身の避難所運営への参画を促し、避難生活における意欲の向上を図る。また、市避難所配置職員から応援職員に段階的に業務を移行し、市避難所配置職員の原職務への復帰を進める。								
 中央第二武道場									



(中央第二武道場の避難施設としての配置イメージ)

- 被災地での避難生活に困難を生じている要配慮者の受入れに当たっては、状態を把握しやすい配置とすることが重要であり、中央の参集スペースに対して放射状に居住区画を配置する。
- 仮設トイレの比率、配置等は中央体育館と同様であるが、利用を躊躇することで体調の悪化をもたらすことを避けるよう、一般の被災者を対象とするスフィア基準よりも多く配置し、その後の使用状況に照らし更なる所要数を調達する。水に係る支援に関しては中央体育館に同じ。

(3) 屋外施設

鴻ノ池コート											
用途	避難施設（ペット同伴エリア） ペットと同行避難した被災者のうち、各防災地区の避難所において避難生活を継続することが困難等の理由により参集した方々の受入れに使用										
収容想定人数	1,000 人 （算出の根拠） ・コート面積：6,550 m²（クレー舗装 1 面、人工芝 9 面） ・各コートにエアータント（36 m²）を 10 張ずつ設置（スフィア基準に基づき 10 人ずつ利用）										
必要施設・資材とその整備要領	<table border="1"> <thead> <tr> <th>必要施設・資材</th><th>整備要領</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋外用テント、ペット用ケージ・飼料</td><td>発災後、速やかにプッシュ型支援を通じて必要分を入手する。</td></tr> <tr> <td>毛布、簡易ベッド（折り畳み式）、衛生用品等</td><td>発災後、集中備蓄物資を速やかに搬入するとともに、プッシュ型支援を通じて必要分を入手する。</td></tr> <tr> <td>トイレ</td><td>既存の設備を使用。ただし、下水道の状況により使用不能の場合、備蓄している携帯トイレの他、発災後速やかに仮設トイレを調達し対応する。また、マンホールトイレ整備後は同設備を併用する。</td></tr> <tr> <td>通信設備</td><td>大規模災害発生時には速やかに衛星通信設備（Starlink 等）を調達するとともに、各携帯会社の移动通信車両の優先的配当を調整する。</td></tr> </tbody> </table>	必要施設・資材	整備要領	屋外用テント、ペット用ケージ・飼料	発災後、速やかにプッシュ型支援を通じて必要分を入手する。	毛布、簡易ベッド（折り畳み式）、衛生用品等	発災後、集中備蓄物資を速やかに搬入するとともに、プッシュ型支援を通じて必要分を入手する。	トイレ	既存の設備を使用。ただし、下水道の状況により使用不能の場合、備蓄している携帯トイレの他、発災後速やかに仮設トイレを調達し対応する。また、マンホールトイレ整備後は同設備を併用する。	通信設備	大規模災害発生時には速やかに衛星通信設備（Starlink 等）を調達するとともに、各携帯会社の移动通信車両の優先的配当を調整する。
必要施設・資材	整備要領										
屋外用テント、ペット用ケージ・飼料	発災後、速やかにプッシュ型支援を通じて必要分を入手する。										
毛布、簡易ベッド（折り畳み式）、衛生用品等	発災後、集中備蓄物資を速やかに搬入するとともに、プッシュ型支援を通じて必要分を入手する。										
トイレ	既存の設備を使用。ただし、下水道の状況により使用不能の場合、備蓄している携帯トイレの他、発災後速やかに仮設トイレを調達し対応する。また、マンホールトイレ整備後は同設備を併用する。										
通信設備	大規模災害発生時には速やかに衛星通信設備（Starlink 等）を調達するとともに、各携帯会社の移动通信車両の優先的配当を調整する。										
運営要領	市避難所配置職員が中心となり避難所運営を行う。この際、指定管理者の支援を受けるほか、避難者自身の避難所運営への参画を促し、自律的な避難生活及び各飼養者間の協力を助長する。また、市避難所配置職員から応援職員に段階的に業務を移行し、市避難所配置職員の原職務への復帰を進める。										
 											



(鴻ノ池コートのペット同伴避難施設としての配置イメージ)

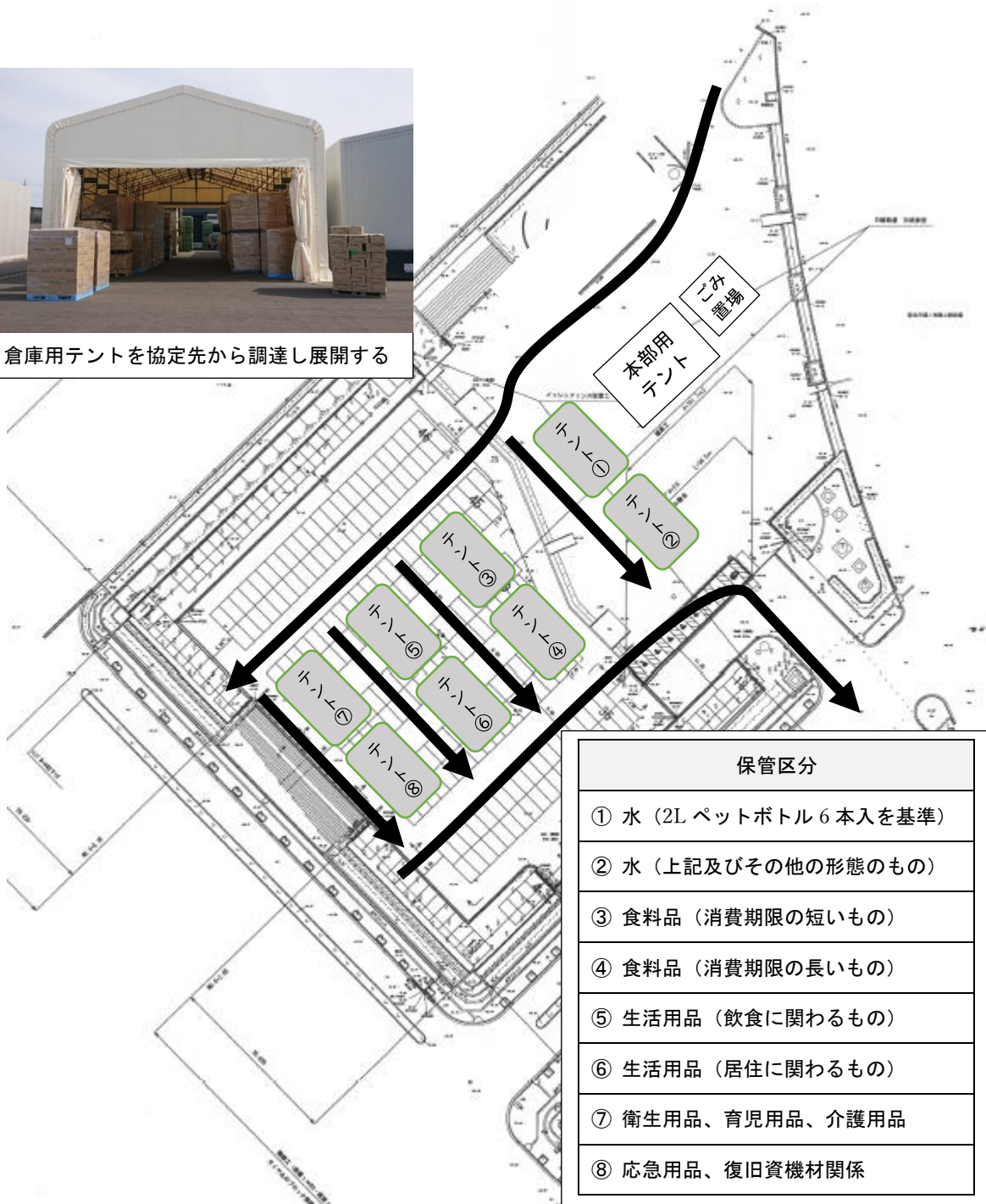
- 地域の指定避難所等における同行避難に比して、飼い主のペットへの対応が容易になるよう、飼い主の避難スペースとペットの居場所（ケージ等）がなるべく近い位置にくる配置とした（エアーテント内に飼い主を集め、テント近傍にケージを配置。なお、猫や小型犬については、飼い主相互にテント内に持ち込むことの同意があれば、テント内において管理することができることとする）。
- 物資置場は駐車場地域に専用テントを展張、他エリア同様、物資拠点から搬入する。仮設トイレ、水の支援に関しては中央体育館に同じ。

中央駐車場		
用途	物資搬入・搬送場所	
	国、県、他自治体等から提供される物資や、災害時協定に基づき指定業者から調達する物資を搬入・集積し、避難所に搬送するための場所として使用	
使用要領	・輸送車両の動線を一方通行とし、駐車場北西部に入口を、駐車場北東部に出口をそれぞれ設置する。 ・物資を一時的に保管するための大型テント4張を並列に配置し、それぞれに輸送車両の通行路を設定して、それぞれの大型テントへの荷卸し及び積載作業を実施する。	
必要施設・ 資材とその 整備要領	必要施設・資材	整備要領
	大型テント、フォークリフト、パレット、棚及び統制用資材（各種標識、カラーコーン、コーンバー等）	発災後、協定締結事業者等から速やかに必要分を入手する。
	現地調整所用資材（通信設備等）	災害対策本部が使用する携帯型無線機を配備するほか、大規模災害発生時には速やかに衛星通信設備（Starlink等）を調達する等、現地と災害対策本部市民支援班との連絡調整のための通信を確保する。
運営要領	災害対策本部市民支援班の要員をもって、搬入・搬送のための調整業務を行うほか、速やかに応援職員の支援を受ける。	

中央駐車場



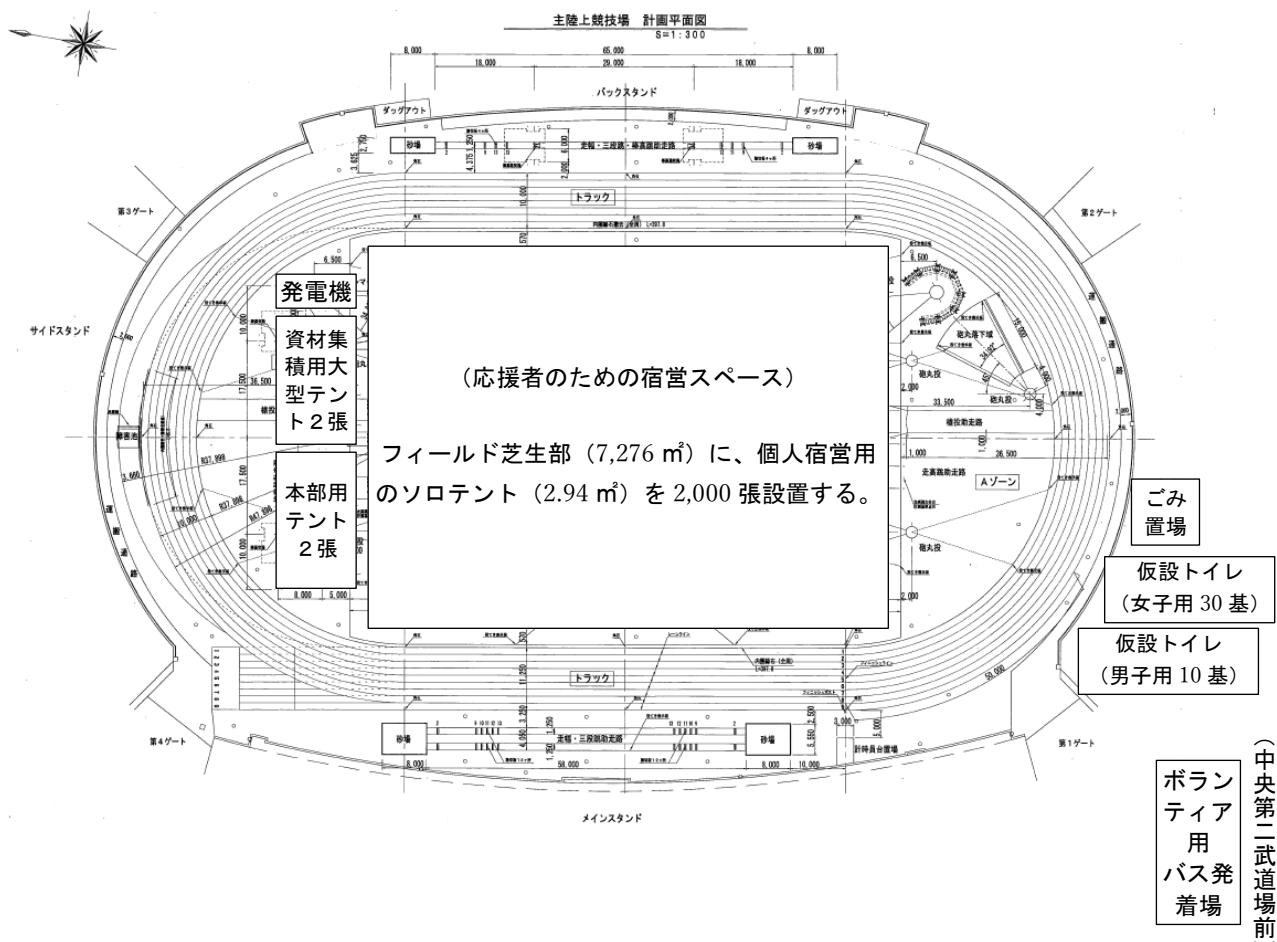
倉庫用テントを協定先から調達し展開する



（中央駐車場の物資拠点としての配置イメージ）

- 物資搬出入用に、フォークリフト及びハンドリフトを各 4 台（レーン分）配置し、小分け作業分以外は基本的にパレット積み状態で管理する。
- 本部用テントは物資の受付業務に必要な机、椅子、新物資システム用 P C、照明等を設置し、停電時は発電機により給電する。

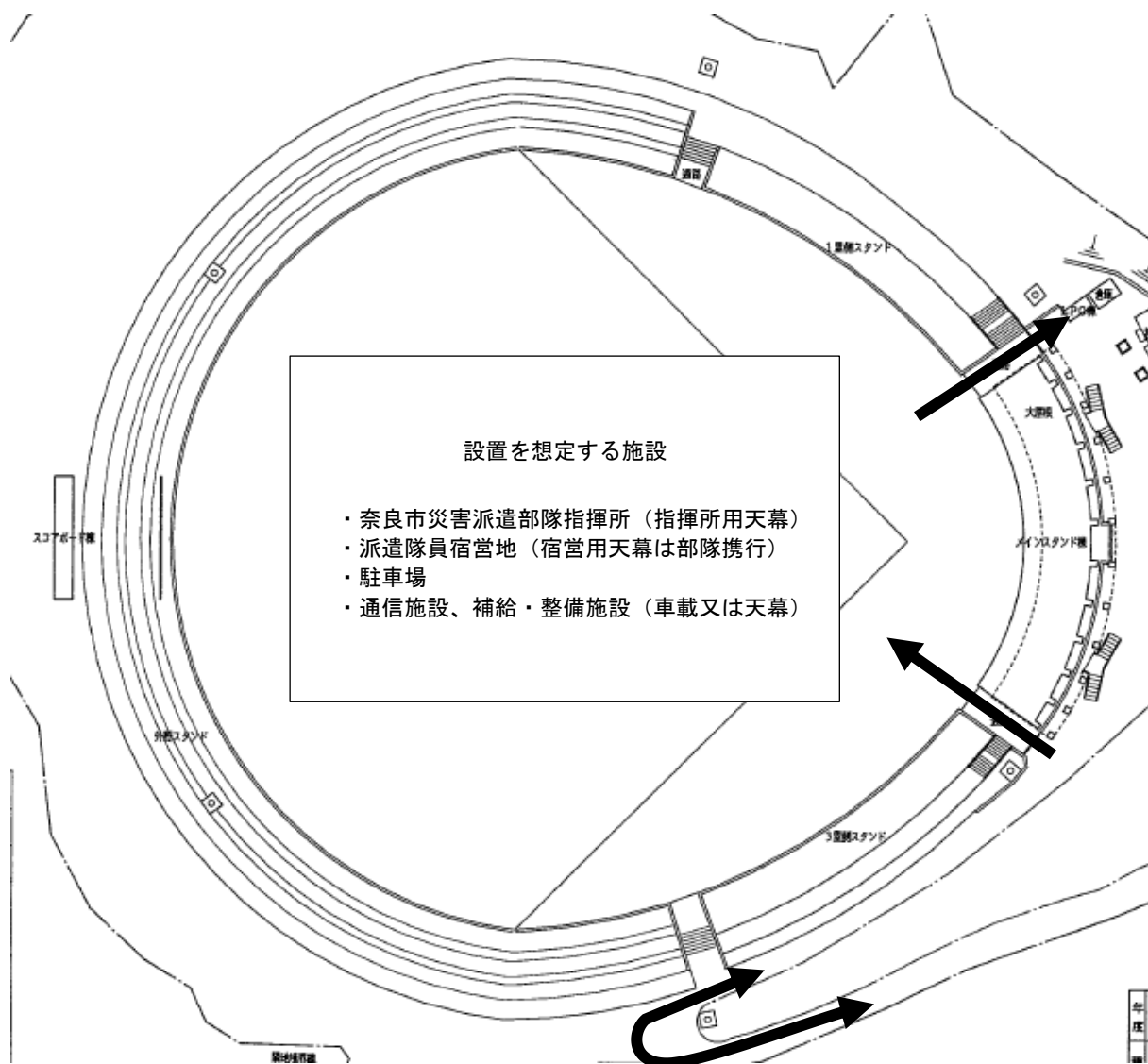
鴻ノ池陸上競技場									
用途	野外宿营地及び災害用ボランティアセンター指揮所等 ・ 応援者及びボランティア用の野外宿营地（テント村） ・ 災害ボランティアセンターの指揮所及び資材置き場								
使用要領	・ 鴻ノ池運動公園一帯において活動する市職員・応援職員・ボランティアの宿営施設として、各自用のソロテントを 2,000 張設置する。 （算出の根拠） ・ フィールド芝生部面積：7,276 m²（107m×68m） ・ 通路部分を確保しつつ、ソロテント（2.94 m²：1.4m×2.1m）を 2,000 張設置								
必要施設・資材とその整備要領	<table> <tr> <th>必要施設・資材</th><th>整備要領</th></tr> <tr> <td>ソロテント、災害ボランティアセンター指揮所・資材置き場用資材</td><td>発災後、協定締結事業者等から速やかに必要分を入手する。</td></tr> <tr> <td>トイレ</td><td>既存の設備を使用。ただし、下水道の状況により使用不能の場合、発災後速やかに携帯トイレ及び仮設トイレを調達し対応する。また、マンホールトイレ整備後は同設備を併用する。</td></tr> <tr> <td>通信設備</td><td>大規模災害発生時には速やかに衛星通信設備（Starlink 等）を調達するとともに、各携帯会社の移動通信車両の優先的配当を調整する。</td></tr> </table>	必要施設・資材	整備要領	ソロテント、災害ボランティアセンター指揮所・資材置き場用資材	発災後、協定締結事業者等から速やかに必要分を入手する。	トイレ	既存の設備を使用。ただし、下水道の状況により使用不能の場合、発災後速やかに携帯トイレ及び仮設トイレを調達し対応する。また、マンホールトイレ整備後は同設備を併用する。	通信設備	大規模災害発生時には速やかに衛星通信設備（Starlink 等）を調達するとともに、各携帯会社の移動通信車両の優先的配当を調整する。
必要施設・資材	整備要領								
ソロテント、災害ボランティアセンター指揮所・資材置き場用資材	発災後、協定締結事業者等から速やかに必要分を入手する。								
トイレ	既存の設備を使用。ただし、下水道の状況により使用不能の場合、発災後速やかに携帯トイレ及び仮設トイレを調達し対応する。また、マンホールトイレ整備後は同設備を併用する。								
通信設備	大規模災害発生時には速やかに衛星通信設備（Starlink 等）を調達するとともに、各携帯会社の移動通信車両の優先的配当を調整する。								
運営要領	災害対策本部受援班の要員をもって、応援者等の宿営及び連絡調整のための窓口業務を行うほか、受援に係る業務自体についても、対口支援を統制する自治体からの応援職員等の支援を受ける。								
陸上競技場  									



(鴻ノ池陸上競技場の宿营地及びボランティアセンター指揮所としての配置イメージ)

- 宿营地利用者は、設置するソロテントを除き、自らが使用する物資は自身で準備することを基本とする。ただし、連絡調整用の携帯電話やP Cの給電に関しては、停電時は発電機により行うほか、停電復旧後は施設内の電力により賄う。
- 本部用テントはボランティアの受付・指揮に充てるもののほか、受付後のオリエンテーションやマッチングを行うための場所を設ける。また、これに必要な机、椅子、P C、照明等を設置し、停電時は発電機により給電する。

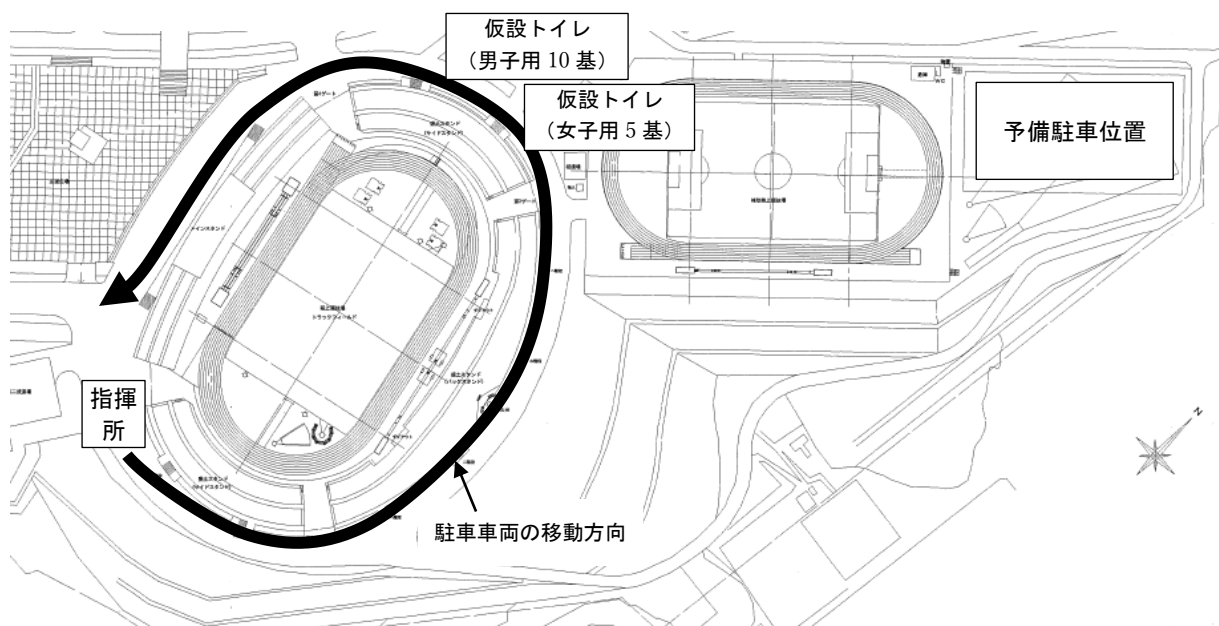
鴻ノ池球場	
用途	自衛隊災害派遣部隊活動拠点 派遣要請に基づき派遣される自衛隊部隊の活動拠点 (指揮所、駐車場、宿営地、通信・補給・整備施設として使用)
使用要領	・本市各所において災害派遣活動を行う自衛隊部隊の活動拠点として使用 災害隊区担当部隊である陸上自衛隊第7施設群又はその交代部隊（配属される部隊を含む）の規模を約600名と想定（派遣規模は災害の態様による）。 ・構成施設は、部隊指揮所（天幕）、駐車場（各避難所に直接展開する車両を除き、派遣部隊本部の大型車・中型車・小型車・高機動車等100台程度を想定）、宿営地、通信・補給・整備施設を想定
必要施設・ 資材とその 整備要領	原則として派遣部隊が準備（細部は調整による）。
運営要領	派遣部隊が運営にあたる。 災害対策本部との連絡調整に関しては、派遣部隊が災害対策本部に派遣する連絡調整要員が行う。
 鴻ノ池球場 	



(鴻ノ池球場の自衛隊災害派遣部隊活動拠点としての配置イメージ)

- 派遣部隊に対し、各被災現場に対して奈良市派遣部隊全般の指揮を執る施設を提供するとともに、通信・補給・整備等の業務に当たる場所及び現場作業の合間に交代で休養をとるための宿営場所を提供する。
- 部隊規模は被災状況によるが、本市が震度7等、著しい被害が生じた場合、平素から奈良県を担任する第7施設群等、600名程度の要員を受入れることを想定する。拠点の確保は災害派遣部隊を展開するための重要な条件であり、避難者等との混交防止に留意する。

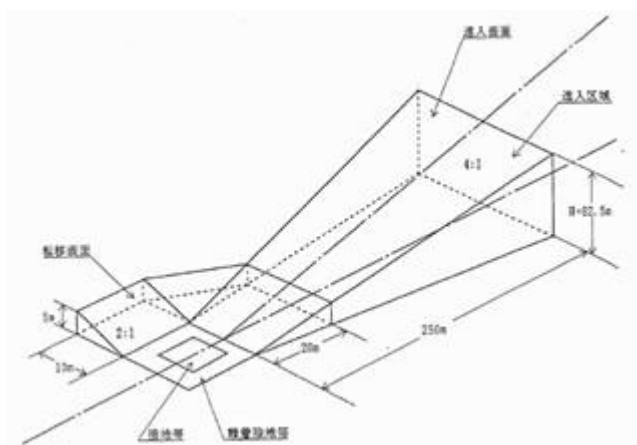
鴻ノ池陸上競技場外周	
用途	緊急消防援助隊陸上進出拠点 応援要請に基づく緊急消防援助隊の進出拠点のうち、陸上隊第1次進出拠点（京都府側から進入する車両150台分）及び陸上隊第2次進出拠点の駐車候補地及び宿営場所として使用する。（最大216台を想定）
必要施設・資材とその整備要領	応援部隊の活動に必要な資機材の提供に関しては、市消防局に設置される非常災害警戒本部が各応援部隊との連絡調整にあたる。
運営要領	市消防局の非常災害警戒本部が、緊急消防援助隊の後方支援等の活動調整等を実施する。
 鴻ノ池陸上競技場外周 	



（鴻ノ池陸上競技場外周の緊急消防援助隊陸上進出拠点としての配置イメージ）

- 陸上隊第1次進出拠点として、緊急消防援助隊車両150台を、競技場壁面に車両後面を揃えて駐車し、前進する際は図の方向に沿って移動する。不足分及び追加派遣部隊があった場合は、投てき練習場を使用する。
- 指揮所に対し、停電時は発電機により電力を供給する。
- トイレの使用及び水の支援に関しては中央体育館に同じ。ただし、トイレの基数については男女の所在比率に応じて男1に対し女3の割合で配置する。

補助競技場	
用途	ヘリコプター着陸場 ・ 防災ヘリコプター等飛行場外離着陸場としての使用 ・ 自衛隊災害活動用緊急飛行場外離着陸場としての使用
使用要領	現行の地域防災計画に基づき、 ・ 市内 8 箇所に所在する防災ヘリコプター等飛行場外離着陸場の一つとして運用 ・ 市内 10 箇所に所在する自衛隊活動用緊急飛行場外離着陸場の一つとして運用
必要施設・資材とその整備要領	原則として派遣部隊が準備する（細部は調整による）。
運営要領	各派遣部隊の調整による。災害対策本部との連絡調整に関しては、各派遣部隊が災害対策本部に派遣する連絡調整要員が行う。
 	



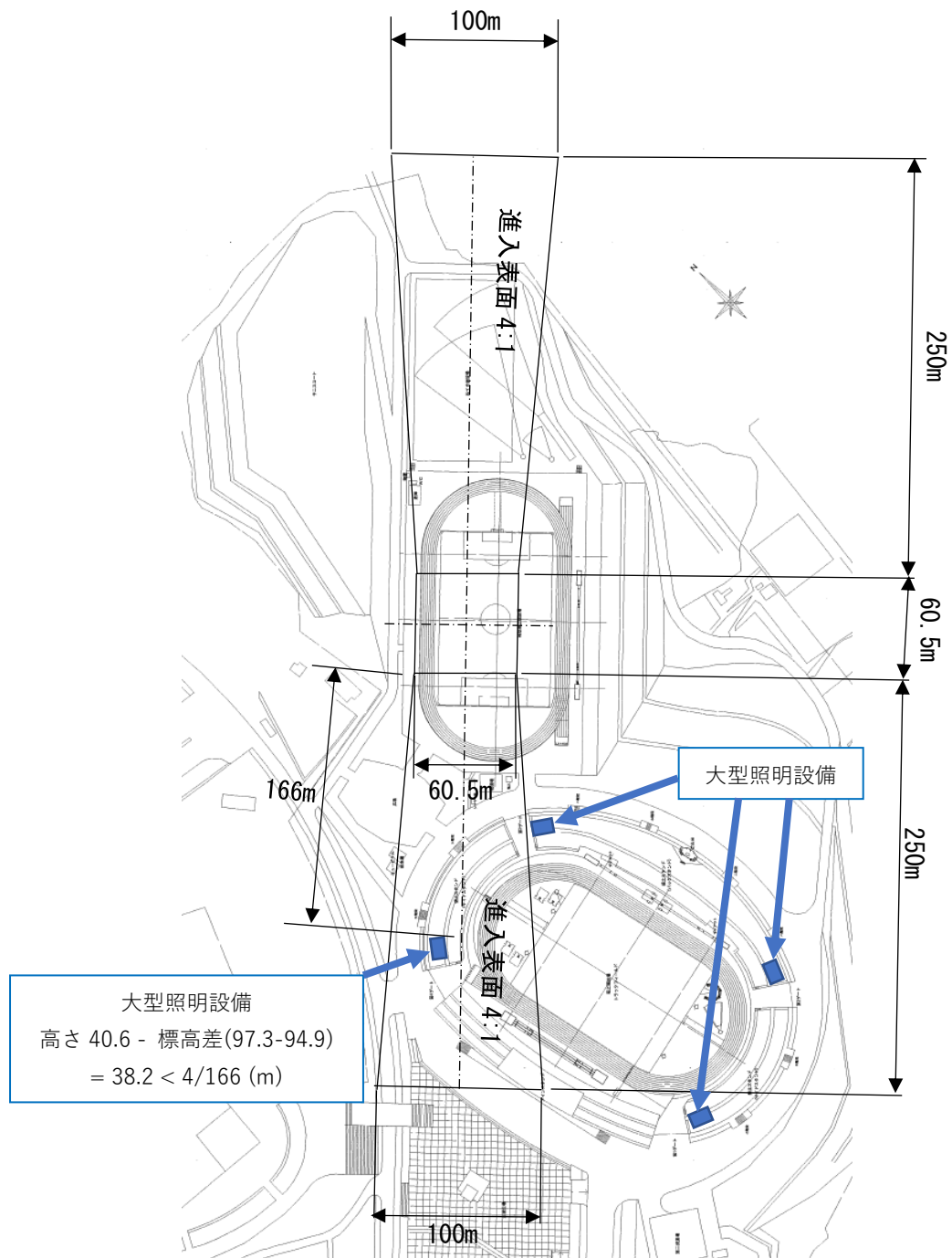
飛行場外離着陸場の許可基準（回転翼航空機、防災対応）

○ 離着陸地帯の設定

機種		全長
中型ヘリ	ベル 412EP	17.1m
大型ヘリ	CH-47JA	30.2m



機種	離着陸地帯
中型ヘリ	37.5m × 37.5m
大型ヘリ	60.5m × 60.5m



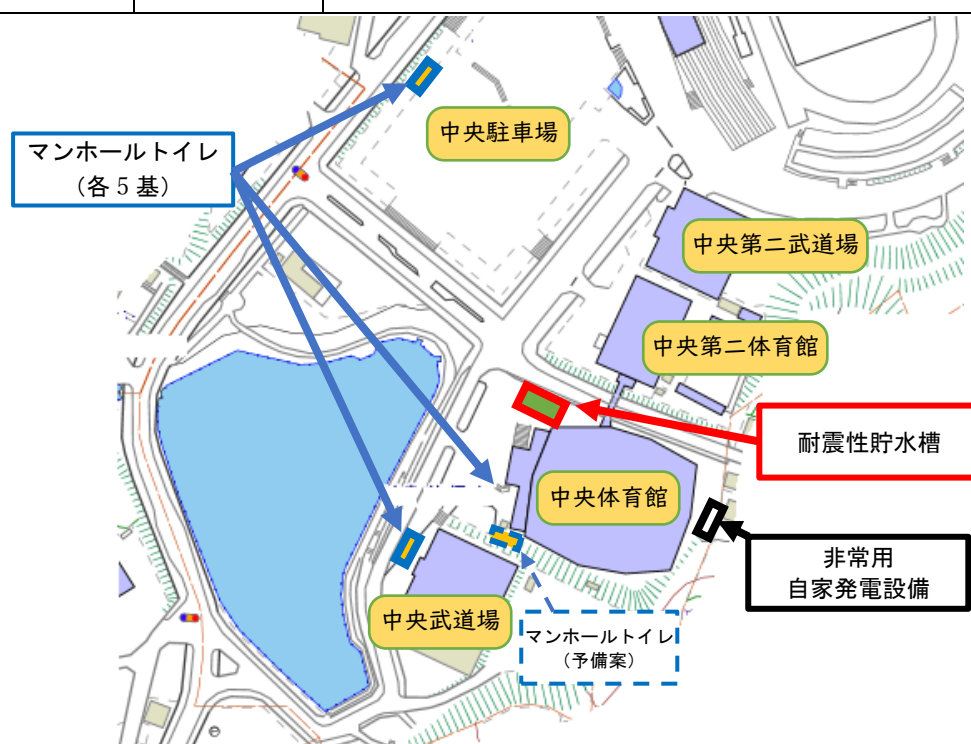
(補助競技場の防災ヘリコプター等飛行場外離着陸場としての設定イメージ)

- 航空法第79条ただし書の規定による、場外離着陸場（防災対応）における、回転翼航空機（マルチローターを除く。）の場合の進入区域、進入表面に関する許可基準に基づき、補助競技場の中央から20m西寄りの60.5m×60.5mの区域に、最大で大型ヘリコプターの離着陸地帯を1機分設定することが可能である。

6 施設利用に伴う付加設備

広域避難前避難所及び防災拠点としての機能を発揮するにあたり、災害発生時における当面のインフラの断絶への対応が必要となるほか、物資を格納する場所を準備する必要があることから、次の設備を配備する。

用途	設備等	諸元等																					
上水道復旧までの水の確保	耐震性貯水槽	貯水容量 120 m ³ スフィア基準（給水）に基づき、「生存に必要な水」3L 及び「衛生上の行動」分 2-6L をそれぞれ確保する。 ・避難者用 9L×2,340 人=21,060L / 日 ・応援者用 7L×2,600 人=18,200L / 日 → 断水時、3.05 日分の水を確保																					
トイレの確保	マンホールトイレ	区域内の 3 箇所に各 5 基																					
停電時の電力確保	非常用自家発電設備	容量 400KVA 1 基 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th><th>主な用途</th><th>電力量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央体育館</td><td>照明、充電、空調、家電、通信</td><td>89kVA</td></tr> <tr> <td>中央第二体育館</td><td>同上</td><td>33kVA</td></tr> <tr> <td>中央武道場</td><td>上記に加え、医療・救護</td><td>46kVA</td></tr> <tr> <td>中央第二武道場</td><td>照明、充電、空調、家電、通信</td><td>49kVA</td></tr> <tr> <td>陸上競技場</td><td>同上</td><td>80kVA</td></tr> <tr> <td>計</td><td>上記計 297kVA に余裕率 1.2 を乗じ、357kVA</td><td></td></tr> </tbody> </table>	施設	主な用途	電力量	中央体育館	照明、充電、空調、家電、通信	89kVA	中央第二体育館	同上	33kVA	中央武道場	上記に加え、医療・救護	46kVA	中央第二武道場	照明、充電、空調、家電、通信	49kVA	陸上競技場	同上	80kVA	計	上記計 297kVA に余裕率 1.2 を乗じ、357kVA	
施設	主な用途	電力量																					
中央体育館	照明、充電、空調、家電、通信	89kVA																					
中央第二体育館	同上	33kVA																					
中央武道場	上記に加え、医療・救護	46kVA																					
中央第二武道場	照明、充電、空調、家電、通信	49kVA																					
陸上競技場	同上	80kVA																					
計	上記計 297kVA に余裕率 1.2 を乗じ、357kVA																						
	ポータブル発電機	容量 5.5kVA 20 台（鴻ノ池コート及び中央駐車場に各 4 台、中央体育館、中央第二体育館、中央武道場、中央第二武道場、陸上競技場、補助競技場に各 2 台（基準））																					
物資収納場所の確保	防災用備蓄倉庫	2 基 <table border="1"> <thead> <tr> <th>タイプ</th><th>数量</th><th>諸元</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 連式</td><td>1</td><td>幅 6.2m×奥行 4.8m×高さ 2.5m</td></tr> <tr> <td>単体式</td><td>1</td><td>幅 6.2m×奥行 2.4m×高さ 2.5m</td></tr> </tbody> </table>	タイプ	数量	諸元	2 連式	1	幅 6.2m×奥行 4.8m×高さ 2.5m	単体式	1	幅 6.2m×奥行 2.4m×高さ 2.5m												
タイプ	数量	諸元																					
2 連式	1	幅 6.2m×奥行 4.8m×高さ 2.5m																					
単体式	1	幅 6.2m×奥行 2.4m×高さ 2.5m																					



7 今後の予定

施設名		用途	令和7年度			令和8年度												令和9年度		
			年	令和8												令和9				
				月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
中央体育館	広域避難所機能	一般エリア																		
中央第二体育館		女性・子どもエリア	トイレ改修工事																	
中央武道場		救護エリア																		
中央第二武道場		要配慮者エリア	トイレ改修工事																	
鴻ノ池コート		ペット同伴エリア																		
中央駐車場	支援拠点	物資搬入・搬送場所	物流関連の協定締結業者と連携し、物資の搬入・搬出作業に係る細部要領を決定する。																	
鴻ノ池陸上競技場		応援者・ボランティアのための野外宿营地、災害VC	ソロテント等野外宿营地の開設に必要な物資が、発災後つとめて早期に調達できるよう、協定締結業者と具体的な調整を引き続き行う。																	
鴻ノ池球場		自衛隊災害派遣部隊活動拠点	自衛隊の展開要領や連絡調整要員の行動に関し、第7施設群及び奈良地方協力本部と引き続き調整を進め、拠点運用の実効性を高める。																	
鴻ノ池陸上競技場外周		緊急消防援助隊陸上進出拠点	緊急消防援助隊の車両の駐車要領、要員の宿営要領等について細部を調整する等、拠点運用の実効性を高める。																	
補助競技場		ヘリコプター着陸場	災害の態様に応ずるヘリコプター運用について関係機関と検討を行い、着陸場としての運用性の向上を図る。																	
付加する設備	耐震性貯水槽		事業者選定・契約・設計・施工																設置完了	
	防災用備蓄倉庫		設置																	
	非常用自家発電設備		事業者選定・契約・設計・施工																設置完了	
	ポータブル発電機		配備																	
	組立式仮設トイレ		事業者選定・契約・調達																配備	

上の表のほか、マンホールトイレの整備に関しては、奈良市下水道総合地震対策事業（短期計画：令和7年度～令和11年度）に基づき整備が進められている。

また、各施設の運用に係る細部要領の具体化に関しては、令和8年度中に大規模

災害時の鴻ノ池運動公園の活用に係る総合的な図上訓練を実施し、本計画の実効性を確認するとともに、必要に応じ計画の見直しを行う。

8 付図（全体図）

大規模災害時の鴻ノ池運動公園の活用（全体図）

